

9月18日（水）



# 令和元年 9 月 18 日 (水曜日)

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

1 番	日 高 利 夫	(東 諸 の 未 来 を 考 え る 会)
2 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
3 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
4 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 宮 崎)
6 番	武 田 浩 一	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	山 下 寿	( 同 )
8 番	窪 菌 辰 也	( 同 )
9 番	脇 谷 の り こ	( 同 )
10 番	佐 藤 雅 洋	( 同 )
11 番	安 田 厚 生	( 同 )
12 番	内 田 理 佐	( 同 )
13 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
14 番	冨 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
15 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	中 野 一 則	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫	( 同 )
21 番	濱 砂 守	( 同 )
22 番	西 村 賢	( 同 )
23 番	外 山 衛	( 同 )
24 番	日 高 博 之	( 同 )
25 番	野 崎 幸 士	( 同 )
26 番	日 高 陽 一	( 同 )
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	太 田 清 海	( 同 )
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	二 見 康 之	( 同 )
34 番	蓬 原 正 三	( 同 )
35 番	右 松 隆 央	( 同 )
36 番	星 原 透	( 同 )
37 番	井 本 英 雄	( 同 )
38 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
39 番	山 下 博 三	( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	武 田 宗 仁
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	井 手 義 哉
農 政 水 産 部 長	坊 菌 正 恒
県 土 整 備 部 長	瀬 戸 長 秀 美
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	冨 師 雄 一
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	吉 村 達 也
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	阿 高 林 宏 一
人 事 委 員 会 事 務 局 長	吉 村 久 人

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	片 寄 元 道
事 務 局 次 長	和 田 括 伸
議 事 課 長	齊 藤 安 彦
政 策 調 査 課 長	日 高 民 子
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太
議 事 課 主 任 主 事	三 倉 潤 也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。朝一番の登壇にもかかわらず、地元児湯郡から、たくさんの傍聴をいただいております。ありがとうございます。

私の住む木城町は、人口5,000人余りで、とても小さな町です。今、現職の県議員の中では、二番目に小さな町から選出されている議員になります。

きょう傍聴に来ていただいている皆様方が、日ごろから中心となって、本当に熱烈な応援をいただいているおかげで、私はここに立たせていただいております。

その感謝の気持ちを忘れず、日々の活動をしていきます。きょうもその思いを胸に、しっかりとした質問を行ってまいります。御答弁よろしくをお願いします。

まず初めに、皆さんの御記憶にもしっかりと残っているであろう、神奈川県川崎市の通学児童殺害事件及び農林水産省元事務次官による長男殺害事件、この2つの事件に関係する、またその背景にあるものを踏まえ、本県が対応すべき内容について伺います。

ことし5月28日朝、神奈川県川崎市登戸において、スクールバスを待っていた児童と保護者に、刃物を持っていた男が襲いかかり、20名を殺傷するという痛ましい事件が起きました。

この事件により、小学6年生の女の子と宮崎

市出身で39歳の外務省職員男性が死亡、さらに11名が入院となり、今でも児童たちが通っていた小学校や地域では心のケアなどの支援が行われ、事件の被害者と御家族に対して、神奈川県は「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、心に寄り添う活動が続けられています。

そして、その事件から5日後、農林水産省事務方トップであった男性が長男を殺害するという、これも信じがたい事件が起きました。

この事件は、継続的な家庭内暴力が根本にあり、心身ともに限界を感じていた加害者が「川崎の事件を知り、息子が人に危害を加えるかもしれない」と追い詰められて犯行に及んだということが明らかになっています。

この事件が報道されるや否や、私に複数の連絡がありました。その内容は、「うちの家にも、この農水省官僚と同じ息子がいて、その息子と日常、けんかが絶えません。家のガラスは割れ、壁には穴があき、屋根も今にも落ちてきそうくらい家が荒れ果てています。いつやられるか、やるかというところまで追い込まれています」というもの。

また別件で、「先日、長年仕事をせず家にいる娘と口論となりました。逆上した娘が家に火をつけそうになりました。何とかその場は力づくで抑えましたが、私たちも高齢となり、いつまで抑え込めるか自信がありません」などなどです。

いずれも相談はせっぱ詰まっており、一刻も早い支援や介入が必要であることは明らかですが、悔しいかな現在、行政ができることは、警察も含めてほとんどが事後対応です。

今、取り上げた内容に共通する事象は、ひきこもりですが、ここではっきりとした前提を申

し述べる必要があります。

それは、ひきこもり自体が事件を起こすわけではないということ、また、事件に至るケースは極めてまれであるということ、加えて、「子育ては家庭ですべきもの」などといった、家族だけへ責任追及をすることが、さらなる家族の孤立を深めてしまうことになるという認識が必要であるということを示し述べておきます。

その上で、社会全体で今の生きづらさを改善することを考え、社会全体が理解者となり社会的ケアを拡充すべきときに、今、来ている。この思いに立ち、質問を行います。

そこで、まず知事に、県内でもひきこもり状態の方々がおられ、その方々に対し、今後、社会全体で支える体制を構築していくことが必要だと考えますが、知事はどのような認識をお持ちか伺います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

ひきこもりは、本人だけでなく、職場や学校、家族などさまざまな要因が複雑に絡み合っており、また、長期化すると家族の孤立や困窮につながるおそれがありますことから、社会全体で考えていかなければならない問題であると認識しております。

このため県では、平成26年度に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、医療や福祉、雇用など幅広い分野と連携を図りながら、ひきこもりの方やその御家族などに対して、きめ細やかな支援を行うとともに、ひきこもりに対する県民の理解促進に取り組んでいるところであります。

また、今年度は、地域の実情に応じた民生委

員・児童委員の方々などを対象とした研修、どのように情報を共有しつないでいくかということで、ひきこもりに関する研修を実施することとしております。

今後とも、関係機関と連携しながら、ひきこもりの方やその御家族をしっかりと受けとめる社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○図師博規議員 それでは、このひきこもりの件につきましては、複数の議員が今までにも取り上げておりますが、さらなる新たな角度で踏み込んでまいりたいと思っております。

まず、今答弁にもございましたが、本県は民生委員・児童委員と連携し、ひきこもりの実態調査を行っておられます。その調査内容を伺うとともに、これも知事の答弁にありましたが、ひきこもり支援のための、ひきこもり支援センター及びひきこもり支援のコーディネーターを設置・配置されております。このひきこもり支援センター、コーディネーターの役割と支援状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) まず、本県のひきこもりの現状でございますが、昨年度、民生委員・児童委員の方々に調査した結果、委員が把握していた、おおむね15歳から65歳までの該当者の数は601人ございまして、ひきこもりに至った経緯は、離職や病気、不登校が多いなど、その状況はさまざまございました。

次に、ひきこもり地域支援センターの支援内容でございますが、センターでは、精神保健福祉士などの資格を持つ4人の専門コーディネーターが、本人や御家族などに対して、電話による対応や面談、訪問などを一貫して行っておりまして、相談件数は、平成29年度が延べ848件、平成30年度が延べ792件でありました。

また、身近な地域での支援も重要でございますので、各保健所をその圏域のサテライトとして位置づけ、地域での相談対応や関係機関とのネットワークの構築に取り組んでおります。

**○凶師博規議員** 現在、県内には601名の対象者がおられ、4名配置されているひきこもりの支援コーディネーターが対応している延べ人数などは、答弁でわかりました。

それでは、その支援の結果、何人の方の改善が図られたのか、その改善内容も含めて御答弁ください、福祉保健部長。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** センターでは昨年度、85人のひきこもりの方に関するさまざまな相談を受けたところでございまして、この中で、御本人に対し、面談などの直接支援を行ったのは22人でありました。

そのような方々につきましては、本人や御家族からの要望に応じて、センターに来所していただいたり、コーディネーターが御自宅に訪問させていただくなど、きめ細やかな支援を行ったところでございます。

また、ひきこもりの解消に結びついた実績についてでございますが、本人や家族などに対する継続的な支援の結果、一般企業への就労のほか、就労支援機関の利用や医療機関への定期的な通院につなげることができた方々などは、合計で13人でありました。

**○凶師博規議員** 私も医療機関に勤務していたところがあります。このひきこもりの方々への対応は、現場でさせていただいたこともありまして、やはり非常に労力、そして時間がかかる対応であります。

今の御答弁では、4名のコーディネーターがフル稼働して、年間13名の状況改善が図られたということですが、いまだアプローチすらでき

ていない方々が大勢いることも明らかとなりました。ゆえに、社会的なサポートが必要なわけです。

橋下元大阪市長もツイッターで、「当事者へのサポート体制はあるものの、親へのサポート体制は皆無に等しい」と、親への支援体制の必要性にも言及されています。

県として、このひきこもり当事者はもちろんですが、親や親ではない保護者の方々への支援体制を積極的に整備すべきと考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 先ほどは、御本人に対する直接的な支援でございましたが、ひきこもりの御相談は、御家族から受けるケースも多いということで、御家庭での触れ合いは、本人が社会とのつながりを回復するきっかけになることなどから、家族への支援は大変重要であると考えております。

このため、センターでは、家族との電話や面談などを通じて、その不安や悩みを和らげるとともに、家族に寄り添いながら、解決に向けた助言などを行っております。

また、家族教室の定期的な開催や、家族会みずから行う学習会への支援を実施することによって、家族同士で不安などを共有し、分かち合ってもらくとともに、ひきこもりに関する正しい知識や適切な対応を学んでいただいております。

今後とも、ひきこもりの方の自立を促進するため、その御家族の支援にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 本当に、このひきこもり対策というのは即効性があるものも少なく、持久力がかかる支援だと思いますが、部長答弁にありました、保健所をサテライト的に活用して、地

域により密着した形で支援を行う。ではそこに、ぜひ、コーディネーターを1人ないし2人ずつは配置するなどの、手厚い支援が今後も必要かと思えます。宮崎市内から、高千穂に串間にどれだけの支援が行き渡っているのか。そこにかかる時間的な労力も、多分なものがあるかと思えます。より地域に根差した支援をお願いいたします。

次の質問にまいります。来る第12回全国和牛能力共進会・鹿児島大会に関して、4大会連続の内閣総理大臣賞受賞及び団体賞奪還についての取り組みをお伺いいたします。

第11回宮城大会では、内閣総理大臣賞3連覇は死守できたものの、新たな課題や目指すべきものも浮き彫りになったことと思えますが、その課題や目標に向かって、宮城大会以降、生産者や関係者とどのような取り組みをされてきたのか、具体的な支援内容と今後の計画について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 第12回全国和牛能力共進会に向けましては、ことし7月に宮崎県推進協議会の総会を開催し、今後4年間の出品対策の確認を行ったところでございます。

まず、枝肉を審査する肉牛の部におきましては、協議会において、今年度実施します、出品候補牛を生産するための指定交配に係る経費への支援を行っているところでありまして、生まれた子牛は、令和3年度に肥育農家へ導入することになります。

また、牛の体型を審査する種牛の部におきましては、来年度に指定交配を行い、その後、順次育成・選定を行ってまいります。

大会の前年度となります令和3年度には、プレ全共を開催し、これまでの取り組みの成果を確認した上で、令和4年度には、県代表を決定

する最終予選会を経て、10月の本番を迎えることとなります。

この間、候補牛の調査・選定や農家支援などを計画的に進めていく必要がありますので、関係団体等と一体となって、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○函師博規議員** 今年度から種つけ補助などが行われるというような御答弁がありました。

それでも前回の大会同様の内容ではなく、そこで首席をとれなかった繁殖雌牛の部や、総合評価の部などへの支援増強をする必要があると私は思います。

事実、開催県である鹿児島県はもちろんのこと、大分、長崎、北海道も前回以上に間違いなくレベルアップしてまいります。

宮城大会以上に、生産者に直結する具体的な取り組み支援はないものか、再び農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 議員御指摘のように、次回大会で、前回以上の成績をおさめるために、出品条件の一部変更も踏まえた上で、新たな対策も進めているところでございます。

中でも、出品条件に大きな変更があった肉牛の出品に向けましては、おいしさに関する脂肪の質が重要になりますので、これに対応するため、種雄牛と繁殖雌牛の遺伝子型を調べ、脂肪の質の高い候補牛を生産するための指定交配を行っております。

また、より多くの候補牛から選抜を行うため、雄が生まれる確率の高い精液を活用するなど、これまでにない新たな選抜手法を用いた対策を行っているところでございます。

今後は、候補牛の導入や飼養管理における生産者の負担軽減も図る必要がありますので、そ

の支援策等につきましては、関係機関と十分検討を行ってまいりたいと考えております。

○**函師博規議員** 御答弁では、脂肪の質を向上させるような取り組み、また、導入時の生産者の経済的負担を軽減するような支援策等々を今後検討しているということは、大変よく理解できました。

ただ、それでも前回大会では、鹿児島県に団体優勝を持っていかれているわけですから、やはり目指すべきは団体賞の受賞だと思います。

再度、鹿児島県の全共に臨む部長の意気込みをお聞かせください。

○**農政水産部長（坊菌正恒君）** 宮崎牛の名声をさらに高めるためには、全国和牛能力共進会で最高の成績をおさめる必要があると考えております。

御指摘のありました団体賞につきましては、次回大会の基本計画において、前回までのような、各出品区ごとに点数をつけて、その総合得点で各県の序列を競う方式とはしないという、見直しの方向性が示されております。

次回大会においては、種牛と肉牛それぞれの部門で、一つずつ内閣総理大臣賞が授与されると伺っておりますので、ぜひとも、この両部門で内閣総理大臣賞を獲得したいという強い思いがございます。

「4大会連続」の快挙が達成できるよう、生産者や関係者の力を結集し、「チーム宮崎」一丸となって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○**函師博規議員** 今の御答弁をもう一度整理いたしますと、前回大会では審査区分が9つあり、それぞれの出品区の点数を足し、その最多得点となった県が団体賞を受賞していたのですが、鹿児島大会は、その団体賞自体がなくなる

ことになる。そして、種牛の部で内閣総理大臣賞が1県、肉牛の分で内閣総理大臣賞が1県と、2部門だけでの受賞の設定がされる可能性があるということですね。

ということは、本県は、もちろん肉牛部門での4連覇を目指すとともに、種牛の部でも優勝すれば、これこそ完全な日本一奪還ということになることがわかりました。そこを目指す部長の熱い思いも、今の答弁に込められたと思っておりますので、さらなる生産者との連携を期待しております。

それでは、次の質問に移ります。

私は昨年からことしにかけて、中国の大連及びタイのバンコクに行き、現在県が実施している事業内容に関する調査を行ってまいりました。それに基づいた質問を行ってまいります。

まず、本県と大分県で事業展開している東九州メディカルバレー構想について伺います。

血液や血管に関する医療を中心に、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積と地域経済への波及を図り、医療の分野でアジア発展に貢献することを目指しているメディカルバレー構想であります。既に人工腎臓を初めとした血液回路や血管用カテーテルなどの製品シェアは日本一、さらに血液浄化製品、人工透析に関する製品の製造、出荷は世界一のシェアを誇っており、宮崎と大分は、血管や血液に関する医療機器の世界的な生産・開発拠点となっています。

そこで、この東九州メディカルバレー構想の策定後、医療機器生産金額はどう推移しているのか。また、県北を中心とした地場産業にどのような効果が今生まれているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○**商工観光労働部長（井手義哉君）** 東九州メ



ディカルバレー構想につきましては、平成22年に策定したところでありますが、厚生労働省の調査によりますと、本県の医療機器生産金額は、構想策定前であります平成21年の約138億円に対して、平成30年には約188億円となっております。

県では、構想に基づき、みやぎ産業振興戦略において、医療関連機器分野を成長産業として位置づけ、参入から機器開発、さらには販路開拓までの一貫した支援に取り組んでいるところでございます。

この結果、宮崎県医療機器産業研究会の会員企業は、設立当初の32社から94社に増加しておりますが、その多くは他分野からの進出を目指す地場企業であり、着実に医療関連機器分野への参入が進んでいるところであります。

また、県北の会員企業を中心に、医療機器の開発に取り組んでおりまして、既に市場化された機器や、市場化が近い段階のものも複数出てきておりまして、これまでの取り組みの成果があらわれてきたものと考えております。

**○凶師博規議員** 医療機器分野に他産業から参入が進み、地場産業が拡大・成長しているという、非常に喜ばしい御答弁がありました。

私は大連市において、大連市立病院の院長や人工透析治療担当の内科部長及び事務局長らと意見交換をしてきました。大連市立病院の関係者の中では、日本の医療機器、特に透析機器のクオリティーの高さは既に周知されており、私から説明することを待たずに、「ぜひ、大連市が行う医療機器の競争入札に参加してください」と、「そのようにお伝えください」というような提案があるほどでございました。

中国は、経済成長に伴い、糖尿病や合併症からの慢性腎不全患者が増加しており、医療機器

の需要増加は日本の比ではありません。

その後、調査内容を持ち帰り、旭化成メディカルの海外事業部担当者及び九州保健福祉大学の担当教授へ情報内容を提供し、意見交換をしてまいりました。

そこで両者から出されたことは、海外での医療機器販売の販路拡大には、産学官の船団方式で乗り込むことが不可欠であり、また、その医療機器を取り扱う人材育成も同時に行うことが必要であるということが提案されました。

そこで、東九州メディカルバレー構想において、県は、人工透析機器の海外展開に関してどのような取り組みをされているのでしょうか。商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県におきましては、東九州メディカルバレー構想に基づき、人工透析など血液や血管に関する医療分野を中心に、県内大学への委託により、医療関連技術と機器とをパッケージとした海外展開の取り組みを実施しているところであります。

昨年度の宮崎大学への委託事業では、大学が交流協定を締結しておりますタイのソンクラ大学に、医師と企業の担当者を派遣し、現地の医師に対し、人工透析の主要機器であります「ダイヤライザー」などについて、関連技術とあわせて紹介を行ったところであります。

同行した企業からは、大学との連携により、直接、現地の医師と意見交換ができたことは、今後、さらに販路を開拓する上で有意義だったとの評価をいただいたところであります。

県といたしましては、今後とも、県内大学と連携し、人工透析機器を初めとする医療関連機器の海外展開を進めてまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 理想的な段階を踏まれている

と感じます。ぜひ、県もこの構想の推進にさらに尽力していただきたいし、現在、このメディカルバレー構想の中でも、民間企業が率先して事業展開し、海外の国立病院などと連携した成果を上げられているとも聞きますが、どのような内容になっているのか、県が把握していれば教えてください、商工観光労働部長。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** メディカルバレー構想に参画する民間企業等におきましても、それぞれ海外展開の取り組みが行われているところでありまして、最近の事例では、メディキット株式会社を中心となりまして、国際協力機構（JICA）の採択を受けまして、昨年9月から2年間の事業をスタートさせております。

この事業は、タイを中心とした東南アジアに日本の透析技術を普及させるための取り組みでありまして、本県及び大分県の産学官が連携し、タイの2つの拠点病院での現地指導を行うとともに、アセアン各国の医師を日本で受け入れて研修を実施することとしております。

このうち、本年度は、11月中旬から2週間、アセアン5カ国から9名の医師を本県及び大分県で受け入れまして、研修を行う予定となっております。

県としましても、この事業が、海外への人工透析機器のさらなる普及につながりますよう、しっかり協力するとともに、今後とも、このような民間企業等の取り組みを産学官で支援することによりまして、構想の推進に努めてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 医療機器の海外輸出に関しては、今、部長答弁があったとおり、欧米では既に、医療機器と技術者を一緒に母国で育成して、そのまま機械と一緒に帰ってもらう。機械

を送り込めば、その後、メンテナンス、消耗品がずっとパイプでつながる。そこには、経済がどんどんどんどん大きくなる、そういう効果があります。

今、県もアセアン5カ国から医師の研修を受け入れ、そして医療機器ごと国へ帰ってもらえる、そのような取り組みをされている。理想でしょう。

そのためにも、相手国との行政関係を強固にする必要があります。東アジア、その経済成長と直結する東九州メディカルバレー構想のさらなる発展、そしてその進捗を、私も今後、しっかりと追いかけていきたいと思っております。

それでは次に、タイのバンコクにおいて、映画やドラマの制作会社の方々とフィルム・コミッション事業に関する意見交換を行ってまいりました。

このフィルム・コミッション事業とは、映画、ドラマ、コマーシャル、プロモーションビデオなどの映像コンテンツのロケ誘致を行い、地域と一体となった映像作品づくりを支援し、また、映像を通じ宮崎の情報を世界に発信するというものです。

映画やドラマづくりに地元の方々が参加してもらうことで、地域活性化や話題づくりを促進し、その映像作品を通じて、地元の方が改めて宮崎のよさを再認識したり、新たな魅力の掘り起こしにつなげたりすることも、重要な目的の一つであります。

そこで、本県も平成18年度から、この宮崎フィルム・コミッション事業に取り組まれておるわけですが、その具体的な内容と現在までの受け入れの実績、その内容について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 宮崎フィ

フィルム・コミッションは、映画やテレビドラマ、CM等のロケを本県で行っていただくことにより、映像を通じて本県の魅力を発信し、認知度の向上や観光客の誘致促進を図ることを目的として、ロケ候補地の問い合わせへの対応や、道路使用許可等の手続のサポート、エキストラの募集など、ロケを円滑に行うためのさまざまな支援を行っております。

平成18年度の設立以来、約1,000件のロケに関する相談や問い合わせへの対応を行っており、そのうち約400件のロケが県内で行われております。

その内訳は、バラエティーなどのテレビ番組や、CM撮影が多い傾向にあります。近年の大手配給会社の映画では、「ひまわりと子犬の7日間」や「あさひるばん」、また「しゃぼん玉」などが、県内で撮影されているところであります。

**○図師博規議員** 平成18年度以降、1,000件程度の相談や問い合わせを受けて、400件のロケが県内で行われているということ。10年以上過ぎて400件、年間にすると40件足らず。その数が果たして多いのか少ないのか検証します。

映画やドラマの上映は、地域振興の格好の起爆剤となります。NHKの大河ドラマに象徴されるように、ロケ地は観光スポットとなり、観光客誘致の大きなインセンティブになることは間違いありません。

ちなみに、昨年放送されたNHKの「西郷どん」に関し、延岡市にある西郷隆盛宿陣跡資料館の入館者数は、平成23年度が1,974人であったのに対し、平成30年度は3万2,517人と、3万人以上もの大幅な集客となっております。すばらしいことです。これを継続させるという方法が、さらに大変ではありますが。

また別に、佐賀県では、タイやフィリピンなどの東南アジアからのフィルム・コミッションにいち早く着手され、2014年には、タイからの観光客県内宿泊者数が前年度比416%の伸び、さらに2015年には、前年度比337%の伸び、2年間で12倍もの観光宿泊者数増につながっています。

このように、フィルム・コミッション事業は、インバウンド推進にも大きな効果をもたらすことが実証されております。

佐賀にできて、宮崎にできないことはない。ロケーションも、佐賀には決して引けをとらない。宮崎にも海あり、山あり、花あり、どこをとっても絵になる本県であります。本県が、ますますこのフィルム・コミッション事業に取り組むその内容と、商工観光労働部長の意気込みをお聞かせください。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** テレビや映画などの映像等、メディアを活用して本県の魅力を発信することは、インバウンドの誘客を図る上でも有効だと考えております。

このため、フィルム・コミッション業務としまして、海外のドラマや映画のロケ地に関する問い合わせへの対応、ロケ地選定のための取材や撮影時の支援を行うほか、インバウンド対策といたしまして、海外の新聞、テレビ、雑誌などの記者を招請しまして、県内の観光地を案内するプレスツアーの実施などに取り組んでいるところであります。

今後とも、海外への本県の魅力発信や認知度向上を図るため、メディアを積極的に活用してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** それでは、実際にロケ班なり撮影を誘致する、そしてその撮影を実現するとなれば、撮影場所の規制の協力や、スタッフや俳優陣などの受け入れのために、撮影地となる

自治体との連携が不可欠となります。

撮影を実現させるためには、どのような受け入れ体制が必要となるのでしょうか、再度、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 映画やドラマの撮影となりますと、例えば、道路の封鎖や公共施設の貸し切りなど、地域の方々の日常生活に影響が出たり、エキストラの出演協力が求められたりすること等によりまして、撮影を実現するためには、まずは地元市町村において、ロケ受け入れのメリットを関係団体や地域の住民の皆さん方にお伝えし、十分な理解を得るとともに、撮影への協力的な受け入れ体制をつくっていくことが、大変重要であると考えております。

県におきましては、制作者やロケ受け入れの候補となる自治体と連携しながら、情報提供や調整などの必要なサポートを行ってまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** このフィルム・コミッション事業は、先行投資的な要素が非常に強くなるかと思えます。招聘をしたところで、実際映像は撮っていただいたが、それが配給されないというようなリスクもあると聞いております。

ただ、佐賀県は、このフィルム・コミッション事業に関して、海外からの撮影会社ロケ班の招聘費だけで200万円、撮影時の交通費・撮影期間の宿泊費・撮影関係機材レンタル料全て2分の1補助、海外でのプレゼンテーション費用300万円など、年間3,000万円を超える予算が捻出されています。

ちなみに本県は、今年度、フィルム・コミッション事業に関する委託費だけ見てみますと、佐賀県の10分の1程度でございます。

それでも昨年は、日向市の細島港やクルスの

海で、タイの映画撮影があったとも聞いております。本県も東アジアからの関心が寄せられていることも事実でありますので、さらなる宮崎フィルム・コミッション事業の積極的な展開を期待しております。

次に移ります。次は、1年前にした質問の追跡質問となります。

国は平成28年の児童福祉法の改正に当たり、現在、児童養護施設に預けられている子供たちのうち、3歳未満については5年以内に、それ以外の未就学の子供たちは7年以内に里親委託率を75%にすること、さらに小学生以上の子供たちも10年以内に里親委託率を50%にすることを含んだ「社会的養育ビジョン」を示しています。

国は、今年度末までに、里親委託率を引き上げることを目的とした、「都道府県社会的養育推進計画」を策定することを求めてきています。

平成28年度末現在、里親及び小規模居住型児童養育事業、いわゆるファミリーホームへの委託率を合わせた里親等委託率は、全国平均でも約18.3%にとどまっています。

これを、アメリカの里親委託率である77%、イギリスの72%、つまり欧米並みに引き上げることを、国は目的としているわけです。

国が求めている社会的養育ビジョンの実施に取り組むのは、来年度からです。

それでは、実際に、来年度から5年以内に3歳未満児75%や7年以内に未就学児75%なりの里親委託率が達成できるものなのか、本県の実態に照らし合わせて質問していきませんが、まず、本県の里親等委託率は何%になっているのでしょうか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 里親等委託率

につきましては、何らかの事情により実親のもとで生活ができず、社会的養護を必要とする児童のうち、里親やファミリーホームに委託された児童の割合を示すものです。

本年3月31日現在で、乳児院や児童養護施設に入所または里親やファミリーホームに委託している児童は、全体で425人おりまして、このうち、里親やファミリーホームに委託している児童は57人でありまして、本県の里親等委託率は13.4%であります。

**○図師博規議員** 本県は、全国平均よりもさらに5%低い委託率になっているということがわかりました。

425人の子供たちが児童養護施設等に預けられ、うち57人が里親等に委託されているということですが、では、国が求める里親等委託率を達成するならば、今後、何世帯の里親を養成しなければならないのでしょうか。その積算根拠も明らかにしながら、御答弁をお願いいたします。福祉保健部長。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 国の目標値を実現した場合に必要な里親数につきましては、本年4月1日時点での児童数をもとに試算をしますと、新たに133世帯の里親等委託が必要ということになります。

この試算につきましては、里親等に委託される児童数を、国の目標値をもとに、乳幼児は60人、学童期以降の児童は173人の合計233人と見込んだ上で、これを現在の里親等1世帯の平均委託児童数の1.35で割りますと、必要な里親等委託世帯数は173世帯となりまして、これから現在の40世帯を引いたものになります。

**○図師博規議員** もちろん、この児童養護施設に預けられる子供たちは流動的ですので、今の数が全てではありませんが、やはり積算根拠を

持って今後の対応に当たる必要があるかと思っておりますので、お聞きしたところです。

新たに133世帯の里親を5年から10年で育成・確保していくことは、並大抵のことではありません。

私は昨年、アメリカのマサチューセッツ州ボストンでカウンセリングディレクターをされているティア・キンバーク氏の講演を聞き、質問でも取り上げましたが、あえてここでも申し述べます。

アメリカの里親ケアシステムは、政策的にも財政的にも既に破綻状態にあり、そのあかしとして、ボストンだけでも、里親に預けられている子供たちのうち、里親からの暴力や事故、さらには食事を与えられないなどのネグレクトにより、年間35人もの子供が死亡しており、アメリカ全土では、昨年だけでも336人の子供が亡くなっているという衝撃的な事実があります。

さらに、新たな事実として、急速に里親委託を進めた結果、里親が職業化して、手のかかる子供は途中で育児を放棄できるクーリングオフの制度まで設けられ、これにより10回20回、中には50回60回、里親をたらい回しされる子供まで出るようになっていきます。

里親をたらい回しにされた子供は、自尊心が低下し、絶望から犯罪に手を染めてしまうという社会問題にまでつながっています。

欧米がそうであるように、日本も建前は家庭的養護の推進をうたいながら、実際は予算削減のための里親移行を進めようとしていることは明らかなんです。

この強引な政策に歯どめをかけるためにも、児童福祉の現場の声をしっかり捉えた計画策定にすべきです。

昨年の答弁では、「児童福祉関係者と丁寧に

協議を重ねながら計画策定を進める」との答弁がありました。

これまで、関係者とのどのように協議をされ、またその協議の中でどのような意見が出されているのか、それをしっかり受けとっていらっしゃるのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 里親等委託率の目標値を検討するに当たりましては、国の計画策定要領が示された昨年7月以降、児童養護施設及び乳児院との協議を8回、里親関係者との協議を1回実施しております。

また、児童養護施設の関係者とともに、里親等委託の取り組みが進む他県の状況も視察したところです。

こうした協議を通じまして、関係者からは、「里親等のもとで家族のように養育されることは、子供にとって幸せなことなので、多くの子供が里親等に委託されるようになってほしい」という意見や、「里親等に委託する子供の数をふやしていくことの必要性は理解しており、施設としても協力していきたいと考えているが、国の目標値は余りにも高過ぎるので、本県の実情等を踏まえた目標値にしてほしい」という意見や、「里親等委託を進めていくためには、養育力の高い里親の育成が必要となる」といった御意見をいただいているところです。

**○図師博規議員** 現場からさまざまな意見が出されておるようです。

まさに今、県の計画の策定が進んでいるわけですが、国は計画の中に里親委託率等の目標数値、年次ごとの目標数値も織り込むように求めてきています。

やはりこれは余りにも拙速で、子供たちは、一度目は親から離される寂しさを、そして二度目は、なれ親しんだ環境から離される寂しさを

味わうことにもなりかねません。

孤児の父である石井十次先生が開設された児童養護施設「友愛社」を経営・運営されている児嶋草次郎先生は、次のように述べられています。

「今回示されたビジョンは、日本の社会的養護の歴史に関心のない、国が指名した医者や心理学者が中心に策定されたようだが、福祉の歴史をつくっていくのは、一部の学者や政治家なのか、それとも現場で命をかけて子供たちの生活を守っている人々なのか。今、日本の福祉文化が守られるのか崩壊への道に進むのか、その分岐点に立たされている」と、強い警鐘を鳴らされています。

県は、現場の声に耳を傾け、それを受けとめ、現場に軸足が置かれた計画を策定しようとしているのか、はたまた国の示す策定要領に軸足を置いた内容になってしまうのか、どちらになるのでしょうか、福祉保健部長、お伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 今回策定する社会的養育推進計画につきましては、児童福祉法の理念である「子どもの最善の利益」を実現するために、家庭での養育が困難な児童について、より家庭に近い環境での養育を優先していくという考えに立って、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を示すものでございます。

そのため、里親等委託率の目標値につきましても、国の目標を念頭に置きつつ、本県の社会的養護を必要とする児童一人一人の状況ですとか、児童福祉施設等の社会資源を十分に踏まえた上で、望ましい目標値を設定する必要があると考えております。

県としましては、今後も関係機関との丁寧な

協議を重ねながら、目標値の検討を行ってまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 福祉保健部長も児童養護施設へ足を運ばれて、その経営者や職員の方々と意見交換をされていることは、私も知っております。がゆえに、その声が、そして血が通う県の策定になっていくことを望んでおります。

国の示す社会的養育ビジョンの中には、近い将来、未就学児の施設への入所を停止することや、入所中の子供も原則10年以内を目途に地域分散化させるなど、さらなる強制的な内容、指針も織り込まれています。

これに対し、児童福祉関係者が集まって開催された石井十次セミナー——毎年開催されておりますが——において、国のビジョンの内容見直し及び取り下げを求める「宮崎・高鍋宣言」がこの夏、打ち出されました。

私は、この宮崎・高鍋宣言が、ぜひ全国に波及していくことを願っております。

福祉保健部におかれましては、今まさにその計画策定の真ただ中にいらっしゃると思いますが、ぜひぜひ、現場の声を重く重く受けとめていただき、宮崎だからこそこの計画が作り出せたんだという、全国に示されるような内容にさせていただくことを切に願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 次は、日高博之議員。

**○日高博之議員**〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自民党の日高博之でございます。通告書に従ひまして、順次質問をいたします。

初めに、プロモーションについてお伺いいたします。

9月11日、NHKBSプレミアムで、日向市で撮影された「ひなたの佐和ちゃん、波に乗る」の放送がありました。

このドラマは、サーフィンを題材に、主人公は澤佐和が、嫌がっていたサーフィンとの出会いを通じて自分の殻を破り、成長していく女子高生の姿を描いた、宮崎発の地域ドラマであります。

ちなみに、主人公の友人役は、鎌原副知事がよく御存じの、宮崎出身の川口ゆりなさんでありまして、また、私の巨人軍時代の先輩の娘さんということでもあります。余談で済みません。

日向市からお聞きしたんですが、撮影場所が日向市に選定された理由は、宮崎県内でも一番サーフィンで盛り上がっていることや、日向市細島地区の地域性、人柄など、演出家、脚本家から気に入ってもらったことが大きかったとのことでした。

そして、このドラマを通じて、日向市の人や自然、生活環境、歴史、文化など全国に誇れるさまざまな魅力を広く発信することにより、日向市はもとより、宮崎県の知名度の向上や移住・定住の促進につながっていく、プロモーション効果の高いドラマになったと思っております。このことについて、知事はどのように受けとめられたのか、お伺いをいたします。

次に、防災・減災対策についてお伺いいたします。

昨年の7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの被害を受け実施された重要インフラ緊急点検の結果をもとに、昨年度の補正予算から、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、県内各地で集中的に実施されているところであります。

また、「宮崎県国土強靱化地域計画」を着実に進め、県民の命・財産を守るための防災・減災対策は、一層重要性を増しております。

このような中、防災・減災対策を推進し、県

土の強靱化を実現するためには、国土交通省所管の県事業だけでも、今後、少なくとも1兆1,000億円以上の多大な予算が必要と見込まれるわけであります。

このため、県議会におきましても、今年度6月議会で、3か年緊急対策後も継続して国土強靱化対策を推進することや、財源を安定的に確保するための措置を講ずることなどを求める意見書を可決し、国に提出しているところであり、県土の強靱化の実現に向けた予算確保は最重要課題であります。

そこで、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」完了後において、国土強靱化のためのインフラ整備の予算確保に向けた意気込みを、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、日向市を舞台としたドラマについてであります。

このドラマにつきましては、私も、7月に行われました「細島みなと祭り」に参りましたときに、主演の池間夏海さんなど、出演者の方々と対談する機会がありまして、地元の皆様の出演も含め、オール日向で取り組まれたと聞いておりましたので、楽しみに放送を拝見したところであります。

ドラマの中では、サーフィンを通して、日向市の美しい海岸の風景や、細島地区の伝統・文化、そして地域の人々の温かい人柄などが描かれておりまして、本県の魅力が全国に発信されたことを、大変うれしく、ありがたく思ったところであります。

日向市におかれましては、2年前、世界ジュ

ニアサーフィン選手権を大成功に導いたところでありまして、その後、このサーフィンを地域づくりに取り込む、生かしていくということで、「リラックス・サーフタウン日向」を進めておられます。このジュニアサーフィンの成功というものが、今回、木崎浜で行われましたワールドサーフィンゲームスの開催にも結びついたところであり、大変ありがたく思っているところでもあります。

このドラマが、まさに世界トップクラスのサーファーの熱戦が繰り広げられた、ワールドサーフィンゲームスの開催中という絶好のタイミングで制作・放送をされたところでありまして、この大会の盛り上げにも大きく貢献をいただいたものと感謝しているところでもあります。

県としましては、こうしたサーフィンを初めとした宮崎のよさや、このドラマにも描かれた温かい県民性やゆったりとした暮らしなど、「日本のひなた宮崎県」の魅力を全国の多くの皆様に認識していただけるよう、関係機関や県民の皆様の力をおかりしながら、今後とも積極的に発信してまいりたいと考えております。

次に、防災・減災、国土強靱化の取り組みについてであります。

切迫する南海トラフ地震や頻発化、激甚化する豪雨などの大規模自然災害から県民の生命、財産を守り、社会機能を維持するためのインフラ整備は、喫緊の課題であります。県土の強靱化の実現には、予算の安定的・継続的な確保が重要であると考えております。

国土強靱化につきましては、「骨太の方針2019」におきまして、3か年緊急対策後の必要な予算確保の考え方は示されたものの、これで全てが完了するわけではなく、令和3年度以降の予算が不透明な状況にもあります。何とし



でも、この予算もしっかりとした額を確保する必要がありと考えております。

このため、全国知事会等とも連携を図りながら、防災・減災対策の着実な推進を要望しております。私自身が、あらゆる機会を捉え、国土交通省や財務省に対しまして、新たな財政措置につきまして強く要望してきたところであります。また、先日行われました国土審議会においても、そのような意見を申し述べたところでありますし、特に、市町村における国土強靱化の計画づくりが大変重要になっております。

県は全て計画づくりが終わっているところではありますが、市町村において計画をつくって、需要を積み上げていく、そして予算獲得に結びつけていくことが重要ということで、ことし、九州市長会が県内で行われましたときも私が参りまして、ぜひとも御協力をお願いしたいというようなことも申し上げたところであります。

今後とも、県議会や市町村、関係団体等と連携をしながら、県土の強靱化の実現に向けて全力で予算確保に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○日高博之議員** ひなたの佐和ちゃんの件ですが、題材にもあるように、ひなたの佐和ちゃんの「ひなた」が使われたということでして、日本のひなた宮崎県、また、宮崎県の真ひなた日向市、これが全国に発信されたことは、知事が言うように、本当にありがたいことじゃないかなと思っております。

今後とも、こういったプロモーションを積極的にお願いいたします。

国土強靱化につきましては、知事の意気込みをお伺いいたしましたが、県土の強靱化に向けた対策、特にハード事業を進めるためには、いかに予算や財源を確保していくかが重要な課題

だと考えます。

このような中、国は、国土強靱化の予算配分に当たって、来年度から地方公共団体が実施する事業については、各団体の国土強靱化地域計画に基づいて実施される取り組み、また、明記された事業であれば、重点配分や優先採択することとしており、さらに令和3年度以降は、各自治体の地域計画に基づき実施される取り組みまたは明記された事業であることを要件化することを検討しております。

このため、国の制度を活用しながら国土強靱化対策を推進するためには、各自治体が地域計画を策定することが、知事が言われたように本当に重要なこととございます。

県は、既に計画策定を終えておりますが、計画策定に着手した市町村は、宮崎県の場合は12市町村であり、まだ半数の市町村が着手できていない状況であります。

市町村が策定に着手できていない理由は、計画の対象となる分野が広範囲にわたることや、計画策定に係るマンパワー不足などがあると聞いております。

そこで、県土の強靱化を進めていくため、予算確保や市町村の地域計画の策定などの課題に対し、県は今後どのような取り組みを行っていくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 県では、平成28年12月に策定いたしました宮崎県国土強靱化地域計画に基づきまして、さまざまなソフト対策やハード対策に取り組んでおりますけれども、計画実現のためには、今後も多大な予算が必要となります。

このため、先ほど知事からの答弁にもありましたように、知事を先頭に、新たな予算確保につきまして、引き続き国に対し、さまざまな機

会を通じて要望をしていくこととしております。

また、県全体の強靱化を進めるためには、県と市町村が役割分担のもと連携を図りながら対策を講じることが重要でありますことから、市町村における地域計画の策定が必要であると考えております。

このため、県といたしましては、市町村が円滑に計画策定に取り組めるよう、研修会の開催や情報提供などにより、早期策定に向けて積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 実際、いろいろ聞いたんですけど、県からの情報提供がない首長が、実際にまだにいます。

一番先に、全市町村の策定に向けて全力で取り組まなくてはならない宮崎県が、こういうことで本当に予算がとれるのかと、本当に心配でございます。

この議会も、この間、6月議会には意見書上げました。本当にこれ、何もならなかったんじゃないかと危惧するところでございます。

だから、危機管理統括監、今後、本当に本気で進めていかないと、なかなか厳しいんです。今後どうされますか、お伺いいたします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 国土強靱化対策に関しましては、ハード部分を担う県土整備部などと連携をいたしまして、取り組んでいるところでありまして、これまでも市町村に対して、担当課長会議等の開催や市町村訪問等を通じて、地域計画の策定を働きかけてきたところでございます。

そういう中、計画の策定には、特に市町村長の理解は大変重要でございますので、引き続き未着手の市町村に対しまして、市町村長を直接訪問することなどにより、地域計画の策定を積

極的に働きかけてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** こういった本当に重要な案件は、首長にしっかりと説明してもらうことが、本当に重要でございます。宮崎県が全県で一番先に達成したということをしかりと全国に知らしめることは、本当に重要なことですから、ぜひ、すぐ取りかかってほしいなと思っていません。

そして、私は、8月に、高速道路建設促進宮崎県期成同盟会で、丸山議長、坂本副委員長と財務省に要望に行った際に、私のほうから太田主計局長に、国土強靱化3か年緊急対策の継続の要望をいたしました。太田局長から、待ってましたかのように、「はっきり言いましょ。臨時的な措置は何年も続くことはございませんよ」と言われまして、QアンドAにはまってしまったわけですね、私が。

そんな感じで受けましたけれども、知事も財務省に要望に行かれているということでもありますので、大体ニュアンスはわかっていると思いますが、そういった側面もございまして、今まで以上に性根を入れて、予算獲得に全力で取り組んでいただきたいと思っております。ぜひ、よろしくお伺いいたします。

次に、ポート2030についてお伺いいたします。

今年7月8日に、本県の港湾関係者など約100名が出席した宮崎県港湾協会総会におきまして、現在、国土交通省港湾局の堀田大臣官房技術参事官が来県され、「みなとからの地域活性化」と題し、本県の港湾が抱える課題の整理を初め、これからの港のあり方をわかりやすく講演されました。

この講演では、本県の魅力や、現在抱えてい

る本県の課題を数値的にも整理され、宮崎の港がどのように貢献されているのか問いかけをされました。

また、細島港におけるアジア諸国の需要拡大とともに、急増している原木の輸出への対応としての岸壁整備や、国の重点項目である農林水産品の輸出の例など、県内外の需要を取り込み、稼ぐ力を高めるための港湾における産業振興の必要性の意見など、講演があったところでもあります。

また、この講演の中で、国が策定した港湾の中長期政策「ポート2030」について説明がありました。

国が策定したこの政策に、非常に興味を持ったところでありませけれども、港湾の中長期政策「ポート2030」とはどのようなものか、県土整備部長にお伺いいたします、

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 議員御指摘の「ポート2030」につきましても、2030年ごろの将来を見据え、我が国の経済・産業の発展及び国民生活の質の向上のために、港湾の果たすべき役割や特に推進すべき港湾政策の方向性などを、昨年7月に国が取りまとめたものであります。

ここで示された方向性は、企業の国際的な活動を支援する「グローバル・バリュー・チェーンを支える海上輸送網の構築」「持続可能で新たな価値を創造する国内物流体系の構築」、クルーズ船のさらなる全国展開を図る「列島のクルーズアイランド化」など、8本の柱から成り、国においては、2030年に向けて経済・産業を支え、豊かで潤いのある国民生活を実現すべく、この政策の着実な実施を図ることとされております。

**○日高博之議員** この講演において、堀田技術

参事官より、この「ポート2030」の県版をつくってはどうかという提案がありました。

また、この「ポート2030」の質疑応答の際には、県版を策定するに当たっては、港に係る企業や利用者などの意見をよく聞き、宮崎県としてどうあるべきか考えながら策定してほしいとのアドバイスをいただきました。

そして、私が先月、国土交通省港湾局を訪問し、堀田参事官にお会いした際に、県版の「ポート2030」の作成について意見があつて、宮崎県の取り組みに期待をされているところでもありました。

私も同じように、宮崎県版「ポート2030」を策定すべきと考えていますが、県において、港湾の中長期政策「ポート2030」を策定する考えはないか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** グローバリゼーションの進展や産業構造の多極化など、港湾を取り巻く国内外の社会経済情勢は大きく変化してきており、本県におきましても、海上輸送ネットワークの拡充や効率化、港湾機能の多様化が必要となっていることから、現在、新たな岸壁整備やフェリー等の大型化への対応、官民連携型複合ビルの検討などを進めているところであります。

加えて、南海トラフ地震や津波などの大規模な自然災害に備えた国土強靱化や老朽化対策、クルーズ需要への対応やにぎわい空間の創出についても、さらなる取り組みが求められております。

このようなことから、本県港湾のあるべき姿を、幅広い視点で中長期的に見据えたビジョンが必要だと考えており、今後、国や港湾関係者等に意見を伺いながら、宮崎県版の「ポート2030」の策定に向けまして、取り組んでまい

りたいと考えております。

**○日高博之議員** ぜひとも、策定をよろしくお願ひいたします。

全国の都道府県が策定した港湾の中長期政策のホームページを調べましたけれども、まだ、県版の策定をした県の例はありません。

このため、本県が策定すれば、全国に先駆けて、一番に策定ができるということでありませぬ。

県版「ポート2030」を策定することが、国への予算要望時のアピールポイントとしての活用につながられますし、今後、本県の港湾整備として重要な細島港の水深15メートル岸壁の整備等にもつながってくると思っております。

来年にできれば、ちょうど語呂がよくて、「2020」から「2030」、10年ですね。年次的にもちょうど節目がいい。ですから、このすばらしい中長期政策「ポート2030」の策定をよろしくお願ひいたします。

次に、建設産業が抱えている課題について、何点かお伺ひいたします。

まず、公共工事における工事書類の簡素化についてであります。

建設業者が、県の工事に元請として新たに参加しようとする場合、現場の施工管理者などの提出書類が多く、貴重な技術者が書類作成に追われるため、書類作成を必要としない下請をしたほうがもうけ率がよいという話を、建設業者から聞いているところであります。

公共事業の品質確保を図ることが重要であることは十分認識しておりますが、建設業界の働き方改革や担い手の育成・確保のためにも、工事書類の簡素化は喫緊の課題であると考えております。

そこで、公共事業の書類の簡素化について、

県はどのように取り組むのか、県土整備部長にお伺ひをいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 工事書類の簡素化につきましては、建設産業における働き方改革を推進し、担い手の育成・確保を図る上で重要であると認識しており、県では、平成21年度に簡素化要領を定め、これまで改善の取り組みを実施してきたところであります。

このような中、国におきまして、長時間労働の是正や生産性向上を図る取り組みが推進されており、建設関係団体からも、さらなる簡素化の要望があることから、ことし7月に、県と建設関係団体で構成しますワーキンググループを設置し、書類の削減・軽減を図るための具体策を検討しているところであります。

今後とも、公共工事の品質確保を図り、関係団体とも意見交換を行いながら、より一層、書類の簡素化に努めてまいります。

**○日高博之議員** ワーキンググループを設置して、具体策を検討ということなので、この辺、前にどんどん進めるように、業界とうまく連携を図ってもらいたいと思います。

次に、適正な工事費の設定についてお伺ひいたします。

品確法では、発注者の責務として、適切な予定価格の設定や適正な設計変更が位置づけられておりますが、現場によっては、設計図書で示した施工条件と一致しない悪条件の場合もあるとの声をよく聞いております。

本県の平成30年度の不調・不落の発生状況を見ますと、発生率は、環境森林部が18.0%、農政水産部が19.5%、県土整備部が9.2%となっております。

建設産業においては、若年入職者の減少や技術者等の高齢化といった問題がありますが、将

来にわたって、社会資本の整備や災害からの迅速かつ円滑な復旧を担う地域の守り手として今後も活躍し続けるためには、建設業者の健全で安定した経営が不可欠であります。

そこで、建設業者は適切な利益を確保することが必要だと考えますが、工事費の設定についてどう取り組んでいくのか、まずは工事件数の多い順に、県土整備部長、農政水産部長、環境森林部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 建設業者が適正な利益を確保することは、将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保のために大変重要であると認識をしております。

工事費の設定に当たりましては、まずは工事箇所を調査・確認し、現場の条件や施工の条件を十分に把握した上で、工事に必要となる経費を積み上げて算出しております。

その上で、契約後、条件に変更が生じた場合には、県で作成しました「設計変更ガイドライン」に基づき、発注者、受注者双方で協議の上、設計変更を適正に行うこととしており、必要に応じて、現場の施工実態を反映した見積もりを活用するなど、現場条件を十分に考慮した、きめ細かな積算に努めているところであります。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 農政水産部におきましては、農作物の作付や農業用水の通水時期との調整などから工期に制約がある工事も多く、また、資材や機材の搬入が困難な現場条件の厳しい山間部の工事もございます。

そのため、施工方法や工事用道路などの仮設工事の検討に当たっては、建設関係団体の意見も参考にするとともに、標準的な工法で施工できない場合には、見積もりにより経費を積み上

げるなど、現場状況を十分に考慮した、きめ細かな設計積算に努めているところであります。

今後とも、関係団体と十分な意見交換を行いながら、適正な工事費を設定するとともに、公共工事の円滑な執行に取り組んでまいります。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 環境森林部におきましては、県土整備部と同様の取り組みを行っておりますが、工事の多くが山間部の急斜面や人里から離れた遠隔地で行われている状況にあります。

このため、建設関係団体からの意見等も踏まえまして、平成27年度から、急斜面等においては、労務単価の高い山林砂防工を適用するようにしましたほか、昨年度から、通常より経費がかさむこととなる遠隔地の工事につきましては、諸経費の割り増しを行い、工事費に反映させております。

また、現在、立木の伐採経費につきまして、より現場条件に即した設計積算となるよう、見直しを検討しているところであります。

今後とも、職員の技術力向上に努めますとともに、建設関係団体と十分に意見交換を行いながら、より一層、適切な工事費の設定に取り組んでまいります。

**○日高博之議員** 環境森林部長、特に山間部は山で大変だということが答弁でありましたけど、一番危惧しているのは、やっぱり立木の伐採経費の設計積算の問題があるようでありますので、見直しをしているということなので、品確法に即した適正な事業費の確保を、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、建設工事の最低制限価格についてお伺いいたします。

建設産業の健全な経営のためには、工事の受注で適正な利潤を確保することが重要でありま

す。

工事の最低制限価格については、建設業界も要望されておりましたが、今年4月に、上限が90%から92%に引き上げられました。

宮崎県の最低制限価格は、国の算定式に、県独自の補正係数を掛けて算定されておりますが、一定の価格以下では、最低制限価格が92%に届かない状況にあります。

このため、全ての工事で最低制限価格の引き上げの効果が得られるよう、補正係数を上げるなどのさらなる見直しが必要であると考えます。

そこで、建設工事の最低制限価格の算定式には、県独自の補正係数が掛けられていますが、この補正係数を上げることはできないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 最低制限価格は、公共工事の品質確保やダンピング受注の防止を図るために設けるものであり、本県の場合、国の算定式に本県独自の補正係数を乗じることで、国や他県の水準より高い状況となっております。

本年4月に、最低制限価格の上限を90%から92%に引き上げたところであり、現時点での平均落札率は、公共三部全体で92.3%となっており、昨年度の同じ時期より約1.1ポイント上昇しております。

県としましては、建設産業を取り巻く厳しい環境は十分に認識しておりますので、今後とも、建設業団体と意見交換を行いながら、国の動向や建設産業の経営状況等を注視してまいります。

**○日高博之議員** 昨年度と比較すると1.1ポイント上昇したということで、引き上げ効果は出ていると。今、国土強靱化で仕事が多いから、

やっぱりそうなってくる。

しかし、これからまだわかりません。国の算定式に県の補正係数を乗じて、ごく一般的な土木一式工事で算定すると、7,500万円程度にならないと92%にならないですね。0.02%が1.05になれば、1,000万円ぐらいから92%じゃないですか。

本県は、Aクラス、Bクラスの業者が多いことから——全部建設業、私たち地元で一次を請けるんですけど——ぜひ、知事の英断で県の補正係数を上げてほしいという要望は強いです。ですから、今後とも、その辺いろいろ精査して、検討していただきたいなと思っております。

次に、建設産業の担い手確保についてお伺いいたします。

建設産業は、社会資本の整備や防災・減災を担う不可欠な存在であり、また、地域経済を支える重要な産業であります。

また、その年齢構成は、平成27年の内訳を見ますと、50歳以上が2万2,774人で全体の約52%を占める一方、29歳以下が4,109人で全体の9%と、建設業就業者の高齢化が進行している状況にあります。

このままですと、少子高齢化により、人材確保をめぐる地域間、産業間の競争の激化の中で、技術者等の担い手不足がさらに深刻化することになります。

このような建設産業の状況は、県民全体にかかわる重要な問題であります。県民の関心は高まっていないと。企業の担い手確保を後押しするためにも、建設業が大変な状況にあることを皆で共有する必要があります。そのためにも、広く意見を求め、問題を共有する機会が必要であり、私は、審議会などの活用が有効であると考え

えます。

他県の例で申し上げますと、沖縄県では、最低制限価格の引き上げなどの重要事項についても、第三者を含めた審議会で審議をしていると聞いております。

そこで、本県におきましても、こうした担い手確保など建設産業が抱える課題に対応するため、審議会などの活用により、産学官から幅広く意見を聞く必要があると思っておりますが、県土整備部長に考えをお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 担い手確保など、建設産業が抱える課題について、産学官から幅広い意見を求めることは、大変重要であると認識をしております。

このため、ことし7月、新たに建設業団体や高校、大学などの教育機関等の産学官で構成します「建設産業担い手確保連携推進会議」を設置し、学識経験者等から、保護者やUターン者向けの情報発信の重要性や、インターンシップの有効性など、建設産業が抱える労働環境や雇用実態に即した貴重な御意見をいただいたところであります。

県としましては、まずはそれらにしっかりと対応していくため、今後ともこの連携推進会議を活用するとともに、定期的に建設業団体と意見交換をしながら、現場の実情に応じた必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** なぜこういう質問をしたかといいますと、担い手確保のためには、まず、「給料が高い」「休暇がある」「希望が持てる」という「新3K」へいかに脱皮をしていくか。そのためには、建設産業というものの全体の体質改善がどうなっているのか、品質の向上、これは県民から支持してもらう必要がある

からであります。

ぜひ、「建設産業担い手確保連携推進会議」を本当に実のあるものにしていただきたい。部長、今後とも見守りたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、話題をかえまして、特別養護老人ホームの現状と今後のあり方についてお伺いいたします。

公益法人全国老人福祉施設協議会が行った、介護老人福祉施設等の平成29年度収支状況等調査によると、赤字施設は過去最大の36.2%になっており、経営状況の厳しさが増していること、さらには、内部留保のうち現預金として再投下が可能な社会福祉充実残額について、拠点単位で集計を行ったところ、集計対象施設のうち74.7%の施設において、充実残額がマイナスとなっており、約7割の施設で再投下可能な財源を持ち合わせていないという結果でした。今後、建てかえ等に際しては、大きな課題になると予測されます。

そこで、本県の状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 議員から御質問のありました、全国老人福祉施設協議会が実施した収支状況等調査につきましては、都道府県ごとの状況が公表されておられません。このため、集計方法が若干異なりますが、社会福祉法人が公表した財務諸表等をもとに、県において独自に集計した結果を申し上げます。

まず、県内の特別養護老人ホームの拠点ごとの収支状況であります。平成29年度決算において、サービス活動とサービス活動外の総合的な収支を示す「経常増減差額」がマイナスとなっている、いわゆる赤字施設でございますが、民設民営の100拠点中37拠点、37.0%となっ

ております。

次に、平成30年4月1日現在で、法人の活用可能な財産から、将来の建てかえ費用など事業継続に必要な財産を控除した「社会福祉充実残額」がない社会福祉法人は、県内の特別養護老人ホームを運営する74法人中55法人、74.3%となっておりまして、いずれの数値も、全国とほぼ同様の結果となっております。

○日高博之議員 集計方法が若干異なるということで、しかし、こんなにひどいのかと、正直、びっくりしたところであります。

赤字施設が100施設中37施設、そして、社会福祉充実残額がない社会福祉法人が、74法人中の55法人。単年度とはいえ、地域包括ケアシステムを構築する中での中核的な社会福祉法人、また特別養護老人ホームの現状は、本当に厳しい。

また、中山間地域の施設においては、特別養護老人ホームそのものが地域の産業になっているんですね。このままだと、先行きが見えず産業の衰退にも大きくかかわる死活問題だと、切実なことを言っている自治体もございます。

また、指定権者である県の役割も非常に重いというふうに考えております。

そこで、特別養護老人ホームの経営の状況について、どのように受けとめ、今後どのように対応していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 特別養護老人ホームは、重度の要介護者の受け皿として重要な役割を果たしておりまして、入所者に安心した生活を提供する上でも、その経営が健全であることが求められると考えております。

先ほど答弁しました収支状況につきましては、平成27年度の介護報酬改定において、基本

報酬が引き下げられた影響もあると考えられますが、特別養護老人ホームの経営を取り巻く環境は、各施設やそれを運営する社会福祉法人によってさまざまありますので、今後さらに詳細な分析を行いたいと考えております。

また、分析結果を市町村等と共有しまして、関係機関が連携して特別養護老人ホームの健全経営に向け知恵を絞るとともに、健全な経営が維持できるよう、施設の収入の大部分を占める介護報酬の適正な改定について国へ要望することも含め、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 部長が言われたとおり、まず分析してどうなのか。それを、どう市町村と連携していくのかということが、すごく重要になっております。連携というか、問題意識を市町村と共有することが非常に重要だと思います。ここに力を入れてほしいなと思っております。

次に、民生委員についてお伺いいたします。

山間部などの過疎地域においては、地域住民、特に高齢者のさまざまな困り事があると思います。

市町村社会福祉協議会や民生委員といった地域福祉にかかわっている人たちは、これらの声を直接聞く機会が多いと思われそうですが、福祉保健部長に代表的なものを教えていただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 民生委員・児童委員につきましては、みずからも地域住民の一員として、地域福祉の一翼を担っていただいております。県内では平成31年4月1日現在、2,317名の方が活動されております。

その活動報告によりますと、相談・支援件数で最も多いものは、通院の付き添い、買い物の



代行、ごみ出しなどをどのように行えばよいのかなどの困り事が、全体の4分の1となっております。最多を占めております。

また、中山間地域の方からは、独居の高齢者の見守りや話し相手などの、地域に密着した活動への要望が多いと伺っております。

**○日高博之議員** ことは、民生委員の改選の年に当たると思います。都市部もそうですが、特に過疎地域においては、なり手がいないといった声をよく聞いております。

また、児童虐待や高齢者のひとり暮らし世帯の増加が社会問題となり、民生委員の役割が本当に増大をしております。

そこで、民生委員の人材確保に向けた取り組みについて伺いたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 人口減少や価値観の変化が進む中で、議員の御指摘のとおり、民生委員・児童委員の担い手の確保が課題となっております。

このような中、県では、その功績や活動を県民に周知するため、知事表彰等を行っているほか、PR動画の作成やフォトコンテストの開催、県政番組等の活用などの広報に取り組んでおります。

また、民生委員・児童委員の活動をサポートするとともに、将来的に後継者にもなり得る福祉協力員等の設置を推進しているところです。さらに、幅広く候補者の選定や推薦をお願いするために、市町村を直接訪問しております。

今年度は3年に一度の一斉改選の年でございますので、今後とも、市町村と手を携えて、民生委員・児童委員の人材確保に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 困り事、地域の実情を誰よりも把握しているのは民生委員の皆さんでありま

すので、まさしく地域のキーパーソンに、必ずこれからなってくると思います。

しかしながら、その活動に対する報酬というのは本当に低くて、これは大きな課題だと私は思っております。処遇改善についても、やはり国に強く働きかけていただきたいというふうに要望したいと思っております。

次に、中山間地域の活性化について伺いたします。

日向市においては、市の福祉部門と市の社協、社会福祉法人が協力して、介護保険のサービスDと言われる総合事業の中で、地域の高齢者の足の確保といったことを検討していると聞いております。

この取り組みがモデル的に成功すれば、山間部などの過疎地域でも応用できるのではないかと、期待をしているところであります。

県として、この取り組みを積極的に応援してはどうかと思っておりますが、福祉保健部長に見解をお伺いたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 高齢者の移動支援につきましては、特に交通手段の乏しい山間部において、極めて重要で喫緊の課題だと考えております。

議員御指摘の取り組みは、日向市によりますと、現在、市内の山間地域を対象に、介護保険を利用せずに実施しているモデル的取り組みを、「介護予防に資する通いの場に行くための移動支援」として、財政的に安定した事業運営のため、介護保険事業に移行させる予定というふうに伺っております。

県としましては、介護保険制度への移行に当たっては、その対象者が要支援者等に限定されるといった課題もありますが、この取り組みが、他の山間部の過疎地域でもそのまま応用で

きるのか、関係する町村等と意見交換をしてみたいと考えております。

また、高齢者の移動支援については、介護保険制度の適用といった福祉・保健分野に限らず、まちづくりや交通政策といった観点からの部局横断的な取り組みが必要だと考えております。

**○日高博之議員** 日向市の取り組みもうとしている高齢者の移動支援の可能性を、県も、先見の気持ちを持って後押しをしていただいて、また、県もそれをどう活用できるかというところが、本当に重要だと思います。

私、1期目からずっと福祉保健部といろいろなやりとりをしてきました。ここで、福祉保健部長に要望をいたします。

ことは、部長、次長、長寿介護課長、介護連携室長、さらには施設、居宅のリーダー、これが一気に全部変わりました。

総務部長、人事にクレームをつけるつもりはありませんが、正直、1年やそこらで、介護保険は簡単にマスターできるものではございません。そしてまた、市町村の介護保険担当者からも、県の担当職員の継続を望む声を強く聞きます。これで、本当にこの地域包括ケアシステムの構築ができるのか、そういったことも踏まえて、部長に改革をしてもらいたい。

ぜひ、福祉保健部の事業を思い切りゼロベースで見直して、例えば、ことはこれとこれとこれを、目標を立てて必ずやり遂げるんだといったようなめり張りをつけて、知恵とアイデアを結集してもらって、山より重い福祉保健部を、ぜひ動かしていただきたいと、エールを送ります。よろしく願いいたします。

次は、総合政策部長に伺います。

山間部などの過疎地域の小さな集落におい

て、お互いの助け合いで、買い物支援をしてあげたり、病院まで乗せていったりというようなことも、実際にあると聞いております。

今後は、こういった集落単位の取り組みについても持続できるような仕組みにしていけないと思いますが、総合政策部長の考えをお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 中山間地域におきましては、県平均よりも早く進む少子高齢化の中で、将来にわたって安心して暮らすことのできる環境づくりが喫緊の課題となっております。

そこで、今年度、中山間地域振興計画を改定いたしまして、「宮崎ひなた生活圏づくり」として、拠点となる集落と周辺集落のネットワーク、あるいは医療・介護・防災といったセーフティネットの構築等に、福祉保健部など関係部局と連携して取り組むこととしております。

その際には、地域住民の主体的な取り組みも重要でありますので、生活に必要な移動手段の確保を初め、高齢者宅への配食ですとか日常の買い物支援といった、福祉サービス等の課題についても話し合いを行い、地元市町村や団体等と連携しながら、持続可能な仕組みづくりに取り組む地域運営組織の形成などについても支援を行ってまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 福祉保健部長と総合政策部長、連続で聞いたんですけど、この高齢者の移動支援という、簡単に言えばそれだけかもしれませんが、これ、はっきり言ってニーズ高いです、これから。地域包括ケアシステムを構築していく上ですね。だから、総合政策部長、やはり福祉保健部だけではできないんですね。わかりますよね。

もうこれは、連携といっても、前の部長にも

言ったけど、縦割りがあるんです、見えない縦割りが。これをどうにか崩していく、交わりを持つ。これはやっぱり、筆頭部長である総合政策部長の使命でありますから、ぜひ、それをやってほしいなど。この高齢者の移動支援については、福祉保健部長と真の連携をとってもらいたい。同じ「ワタナベ」ですから、ぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。第81回国民スポーツ大会の天皇杯獲得に向けた競技力向上の取り組みについて、お伺いをいたします。

天皇杯獲得を目指すためには、まず、国体で活躍できる選手を確保することが重要であると考えます。

少年競技の強化については、県の強化指定校を中心に強化が図られているようですが、成年競技については、県内の有望な高校アスリートの多くが、都市部の大学へ進学した後、そのまま県外で就職している状況があり、本県の大学や企業等で活躍する選手が少ないのではないのでしょうか。

まず、何よりも本県で発掘・育成した有望選手は、県内でしっかりと確保していくことはもちろん、全国で活躍しているアスリートについても、県内の企業等で確保していくことが、本県の競技力向上につながると考えます。

そこで、県内外の有望なアスリートを確保するための受け皿づくりについて、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得を目指すためには、議員御指摘のとおり、全国トップレベルのアスリートを県内企業等で確保し、成年競技の競技力向上を図ることが、大変重要であると考えております。

また、このことは、企業等にとりましても、イメージアップや社員・職員の連帯感の向上など、さまざまな効果があると伺っております。

そのため、宮崎県競技力向上対策本部に、経済団体や関係部局の関係者で組織します「社会人アスリート等確保専門委員会」を設置しまして、7月に開催した第1回会議において、受け皿づくりに向けたさまざまな検討を行ったところであります。

今後は、本県企業、経済団体などとさらに連携を深めながら、アスリートの活躍できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ぜひ、選手強化をよろしくお願いいたしたいと思いますが、それに加えて、指導体制の強化についても、早急に取り組むべき課題だと私は思っております。

私が以前、一般質問で取り上げました、富島高校の例ですが、濱田監督が就任したら、廃部寸前だった野球部を二度甲子園出場に導いたと。全国でも紹介されるなど、大きな成果があったと。

選手の能力を伸ばすかどうかは、やはり指導者次第だと思います。私も野球をしていたんで、私はちょっと指導者に恵まれなかったからしょうがないんですけど。また、指導者を支える環境の充実も非常に大切だと考えます。

そこで、指導体制の充実・強化にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 昨年度策定しました、宮崎県競技力向上基本計画の中で、対策の一つとして、指導体制の充実・強化を掲げているところであります。

現在、県内の有望指導者を、全国の強豪校や大学、企業チームへ派遣したり、また、強化指

定校の部顧問や、国体に出場するチームの監督を対象とした研修会を開催したりするなど、県内指導者の資質向上を図っているところであります。

また、今年度からの新たな取り組みといたしまして、全国トップレベルの指導者、例えば、馬術競技や剣道競技等において、国体や全国大会で優勝に導いた方などを、「国体チームアドバイザー」として招聘いたしまして、組織体制の指導・助言や、技術指導等を始めたところであります。

今後は、天皇杯獲得を目指して、これらの取り組みをさらに充実させるなど、さらなる指導体制の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 国体チームアドバイザーということですね。全国よりすぐりの実績のある指導者を一本釣りで招聘させると。これは、今の教育委員会からすると、何か1ランクも2ランクも上がったような気がしてるんですけど、徹底してこれには取り組んでもらいたいなと思っております。

さて、6月議会で、「天皇杯を目指すために、練習環境の整備などの課題についても、競技団体や関係機関等と連携しながら取り組んでいく」と、教育長が答弁をされております。

環境条件の整備については、県の基本計画に盛り込まれており、選手の発掘・育成・強化や指導体制の充実・強化を計画的に進めていくことはもちろんですが、選手強化を図るための基盤となる練習環境の整備についても、競技力向上には欠かせないことだと私は認識しております。

もし、整備されていないものがあれば、日常的に計画的な練習ができるように、早急に対応

すべきだと考えます。

そこで、選手が効果的な練習を行える環境整備について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 議員御指摘のとおり、天皇杯獲得を目指すためには、選手が実戦感覚や技術を確実に身につけ、効果的な練習が行えるような環境を整備することが、大変重要であると認識しております。

しかしながら、老朽化している施設を初め、十分な機能を満たしていない施設等で練習を行っている現状もございます。

このことから、選手が最大限のパフォーマンス・競技能力を発揮できるよう、競技団体や関係機関、関係部局等と連携を図りながら、計画的に環境整備を進めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 体操とか水球、アーチェリーとか、多分そういうのはないかと思っていますから、その辺もしっかりと対応ができる環境をつくっていかなくちゃならないというふうに思っているんです。天皇杯を目指すわけですから。

だから、教育長、県を挙げて最大限に努力するじゃなくて、推進をしてもらいたいと思います。よろしくお伺いいたします。

最後に、進洋丸の代船建造の進捗状況についてお伺いいたします。

去る9月5日、宮崎県海洋高校の生徒34名が、約70日間にわたるハワイ沖での長期乗船実習に向けて出港いたしました。

出港の際、校長先生から、乗船実習を経験することで、見違えるほどに生徒たちが成長して帰ってくるということを伺いました。これからの社会に羽ばたく子供たちが協調性や忍耐力を身につけるためにも、実習船での実践教育は欠かせないものであると思います。

このように、水産海洋教育の重要な役割を担う実習船「進洋丸」であります。「県民の船」としての多目的な利用や災害時の支援活動など、県が所有する船として大変重要な側面を持っております。

しかしながら、竣工から15年がたち、実習船の一般的な耐用年数が20年であることを考えますと、船体の老朽化が心配され、外洋での航海を行う実習船として、また多目的利用の面からも、早急な代船建造が望まれるところであります。

そこで、宮崎海洋高校実習船の建造計画について、現在の準備状況を教育長にお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 宮崎海洋高校の実習船についてであります。議員の御指摘のとおり、また、議会からもそのようなお話を承っております。この実習船は、耐用年数が迫っていることもあり、乗船実習の安全を確保するためには、新たな実習船の建造が必要であると考えております。

そのため、県教育委員会と海洋高校での意見交換を行うとともに、外部有識者などを招いての会議において、実習船の仕様や利活用に加え、防災面や木材の利用など、さまざまな観点から意見をいただいているところであり、また、他県の実習船を視察し、建造に関する情報の収集も行っているところであります。

今後、いただいた意見や情報をもとに、建造に向けた検討を鋭意重ねてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ぜひとも、「県民の船」として、利活用の幅を広げた、費用対効果の高い実習船の建造をお願いしたいと思います。

さて、もう本当に最後の最後なんですけど、

視点を少し変えますが、現在、マイクロプラスチックに代表される海洋汚染や地球温暖化、さらには、大規模な自然災害等が各地域で発生し、持続可能な社会の構築のためにも、さまざまな場面での対応が求められております。

特に環境面におきまして、国際条約の規制により、寄港地によっては、窒素酸化物の排出を抑制する脱硝装置の搭載も義務化されると聞いております。

そこで、今後、実習船を建造するに当たって、どのような点に配慮すべきと教育長は考えているのか、お伺いをいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 海洋水産業の担い手を育成します実習船について、まずは、教育課程上必要となる実習を安全に実施するための適切な基本性能・規模が重要であると考えています。

あわせて、近年、環境に対する規制が世界的に進んでいることから、今お話にありましてしており、今後、実習船建造を計画していく際は、脱硝装置等の環境基準への対応も大変重要であると認識しております。

また、実習船は、災害時の救援活動や避難施設としての活用なども考えられますことから、これまで以上に県民の期待に応えることができる船となるよう、多方面からの御意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 脱硝装置は絶対つけないと、港に寄港できないということになりかねないの、これは強く要望いたしたいと思います。

県には、進洋丸のほか調査船宮崎丸——知ってますかね、知らないですね。これも竣工から、実をいうと16年たっております。老朽化が本当に心配されております。これは、次の機会にやりたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 通告に基づいて質問をさせていただきます。

観光庁が発表した7月の訪日旅行者のうち韓国人は、昨年同月に比べ7.6%減となりました。4月～8月の宮崎空港を利用したソウル線の外国人は、昨年同期に比べ26.7%と大きく減少しております。

イースター航空は、あすから運休することになりました。例年、冬の時期になると、韓国から多くのゴルファーが宮崎にも見えますけど、これも大変心配であります。

県産材の丸太が、昨年、韓国に3万9,000立方メートル輸出されております。宮崎市、綾町、美郷町は、韓国の地方都市と姉妹友好都市の連携を結んでおり、国と国との関係はもちろんのこと、本県も経済・文化において韓国とは深い関係にあり、多くの県民の皆さんが心配し、関心を持っておられると思います。

今日の厳しい関係になった始まりは、半導体の原材料などの輸出規制に続いて、8月2日、韓国を輸出管理の手続を簡素化する優遇措置の対象国(ホワイト国)から除外することを閣議決定したことにあります。

政府は、除外の理由を「安全保障のための輸

出管理の見直し」と説明しましたが、昨年10月30日の韓国の最高裁判所の判決を初め、徴用工をめぐる問題についての対抗措置であることは明白であります。

政府が、「徴用工問題は1965年の日韓請求権・経済協力協定で解決済み」という立場をとっているように、この問題はまさしく政治問題であるのに、これを貿易問題に使うという、政経分離の原則に反する道にかじをとったために、一層深刻な関係になっていると思います。

本県においても暗い影を落としている今日の日韓関係について、知事の所見を伺いたと思います。

あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

我が国と韓国との間には、さまざま課題があるわけでありますが、東アジアに位置する日本にとりまして、韓国は、地域の安定と経済成長を進める上で欠かすことのできない大切な隣国であると認識しております。

私としましては、こういう難しい時期だからこそ、地方レベル、民間レベルの交流はしっかりと続け、未来志向の日韓関係を次の世代に引き継いでいきたいと考えております。

なお、アフリカ豚コレラが初めて韓国で確認されたところではありますが、畜産県としまして、しっかりと水際防疫、また防疫の徹底に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 韓国と日本の歴史的関係を正確に捉えなければ、徴用工の問題を論ずることはできないと思います。にわか勉強ではありますけど、幾つか述べておきたいと思います。

明治維新から10年もたたない1875年、日本はソウルの入り口にある江華島に軍艦を出動させ、挑発し、砲撃戦で砲台を占領しています。

韓国・朝鮮への本格的侵略に乗り出したのが、1894年の日清戦争です。日清戦争に勝利した日本は、朝鮮への清国の影響力の排除を約束させます。

翌年10月、公使の三浦梧楼の指導のもと、軍が王宮に押し入り、日本への抵抗の中心であった明成皇后（閔妃）を殺害し、遺体を井戸に投げ込んでおります。

1904年の日露戦争は、韓国と中国東北部の覇権をめぐる日露双方からの侵略戦争でありました。戦争後、韓国に対する日本の覇権は無制限となっていくます。1910年に韓国併合条約を押しつけるのでありますが、それに至るまでの経過は、軍事的強圧のもとで行ったことを、伊藤博文や林権助が赤裸々に回想いたしております。

1910年8月29日に韓国併合条約は公布され、呼称を「韓国」から「朝鮮」に変更し、36年に及ぶ植民地支配が続きます。司法・行政・立法の三権を握る朝鮮総督府を設置し、初代総督には現職の陸軍大臣を就任させております。

1931年の満州事変以来の15年戦争に突入り、1938年に国家総動員法を制定し、当然のことながら、朝鮮においても戦争に動員をかけるため、皇民化政策を強力に進めます。「皇国臣民ノ誓詞」を制定し、「私共は心を合わせて天皇陛下に忠義を尽します」などと、学校・工場などで毎日唱和させ、さらに全ての村に神社をつくり、天皇崇拜を押しつけてきました。

1938年には、学校において一切の朝鮮語を禁止し、また御承知のように、1940年には名前を日本式に変えさせる創氏改名を強行しておりま

す。国民徴用令を発令し、朝鮮においても強制的に動員され、植民地であった朝鮮において最も弱い立場にあった人々が犠牲になりました。

こうした侵略と植民地支配なくしては、徴用工も、いわゆる慰安婦もありませんでした。私は、日本帝国主義による侵略と36年に及ぶ植民地支配が、韓国・朝鮮の人々から国を奪い、人権と尊厳を奪い、言葉や名前すら奪った事実を直視しなければならないと思います。

知事にお伺いします。日本帝国主義の朝鮮・韓国への侵略と植民地支配がなければ、徴用工問題は発生していないと思います。これは、修正しようのない歴史的事実であると思いますけど、知事はどう思われるか、所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 旧朝鮮半島出身の労働者につきましては、第2次世界大戦中、朝鮮半島が日本の統治下にあったという時代背景の中で、日本に渡って労働に従事した人たちのことであります。

さきの大戦及び植民地下との関係性につきましては、さまざまな御意見があろうかと承知しております。

○来住一人議員 毎年のことですが、ドイツのシュタインマイヤー大統領は、ポーランド侵攻から80年の9月1日、先日のことですが、ワルシャワの式典で、「80年前のこの日、ドイツはあなた方の国ポーランドを侵略した。この戦争はドイツの犯罪だった。私は犠牲者の苦しみにこうべを垂れる。ドイツの歴史的罪に対し許しを請う」と演説をいたしております。

対照的なのが安倍首相です。ことしの終戦の日の式辞においても、アジア諸国への謝罪は一切なく、「謙虚」という言葉も消えました。きわめつきは、戦後70年の談話で、朝鮮半島と中

国東北部の覇権を争った日露戦争を、「植民地支配のもとにあった多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけた」と述べて、朝鮮への侵略と植民地支配を正当化いたしました。また、我が党の志位委員長の質問に、「ポツダム宣言は、つまびらかに読んでいない」と、このように答えましたが、これらは日本の一部の右翼には通用するでしょうけど、アメリカを初め、世界では全く相手にしてもらえない、笑い物になると思います。

日韓基本条約交渉の過程においても、日本政府は、植民地支配や徴用工などの不法・不当性は認めませんでした。1993年の慰安婦問題に関する河野洋平官房長官の談話、95年の村山首相の談話、両国政府間で反省が初めて文書化されたのが、98年の小渕首相と金大中大統領との日韓パートナーシップ宣言でありました。

宣言には、小渕首相が、「我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。」と記載してあります。

国と国との関係の基礎は信頼であると思います。その信頼は、歴史的事実を相互に認め、共有することによって確立すると思いますけど、知事の所見を求めておきたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 国家間の関係におきましては、歴史を正しく認識し、相互理解と信頼に基づいた関係を築いていくことが重要であると考えております。

**○来住一人議員** 詳しく申し上げることはいたしません。日韓請求権協定は、日韓両国が国家として持っている外交保護権を相互に放棄したものであって、個人の請求権を消滅させたものではないことを、1991年と1992年に柳井外務

省条約局長が、国会で2回答弁をしております。昨年11月14日に衆議院外務委員会で、河野太郎外務大臣も同じ趣旨の答弁を行っております。

中国の元徴用工の方が西松建設を訴えた裁判において、日本の最高裁も、裁判上訴求する権能を失ったものの、個人の請求権を消滅させたものではないと判断をしております。これによって、西松建設は謝罪し、和解金を払って解決しているのであります。

そもそも徴用工問題は、重大な人権侵害による被害の回復を図る問題です。したがって、国家間でいかなる合意をしようとも、被害者の納得を得るものでなければ解決に当たらないと思います。個人の請求権が消滅していないことは、日本の政府も日本の最高裁判所も一致して認めていることでもありますから、被害者の尊厳と名誉を回復する措置を冷静に講じることが重要であると思いますけど、知事の所見を伺っておきたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 請求権に関しましては、1965年に、いわゆる日韓請求権協定が締結されているところであります。政府見解、個人の請求権も含め日韓間の財産請求権に関する問題は、完全かつ最終的に解決されたとする見解が示されているところであります。

私としましては、今後、両国政府におきまして、この協定に基づき、適切に解決が図られるべきものであると考えております。

**○来住一人議員** 今の知事の答弁では、最高裁の判決、それから先ほど申しました柳井局長の発言、そしてこの前まで大臣であった河野大臣の昨年の10月での発言については、追認されていないのかなと思いますけど。

宮崎県に来県する外国人で最も多いのが韓国



の方であると、昨日、部長が報告をされました。

私は、一定時間を割いて、日韓問題について述べました。それは、関係が正常化され、両国民が互いに笑顔で往来できるようになることを願うからであります。また、日韓関係の歴史的事実を正確に知ることは、私たちと次の世代が、世界とアジアでともに共存するために大変重要であると思うからであります。

「未来志向」という言葉がありますが、過去の侵略や植民地支配がなかったかのように歴史を改ざんしてこの言葉を使うことは、韓国の人々をさげすむからこそ出てくる言葉だと、私は思います。

この問題は、この程度でとどめておきたいと思えます。

次に、後期高齢者医療保険に関して質問をいたします。

厚労省が、我が党田村智子参議院議員に提出した資料によりますと、保険料を滞納した人に対する差し押さえなどの滞納処分が、2019年度までの9年間に約8倍にふえております。滞納処分率の最も高いのが我が宮崎県で、28.7%です。次いで長崎県が15.2%、福島県が14.5%で、宮崎県は断トツであります。

まず、事務的なことをお聞きしますが、保険料徴収は普通徴収と特別徴収に分けてあります。何を境に分けられているのか、報告を求めたいと思えます。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 後期高齢者医療制度における保険料の納付方法には、口座振替や納付書により納付する「普通徴収」と、年金から保険料をあらかじめ差し引く「特別徴収」がございます。

このうち、特別徴収については、差し引きが

行われる年金の年額が18万円以上で、かつ、後期高齢者医療の保険料と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の方が対象となります。

本県における平成30年度の特別徴収と普通徴収の方の割合は、特別徴収が79.3%、普通徴収は20.7%となっております。

**○来住一人議員** 平成29年度の本県の被保険者数は18万3,721人、うち20%の3万6,812名の方が普通徴収であります。このうち、滞納されている方は1,582名、4.3%であります。そして、この中の454人が差し押さえ滞納処分を受けております。ちなみに、滞納額は1人平均1万9,000円であります。

私は、基本的には、悪意を持って滞納している高齢者はいないと思えます。年金が1カ月1万5,000円未満でありますから、悪意を持ちようがないわけです。

保険料滞納の主な要因を調査されたことがあるのでしょうか。また、要因は何が考えられるのでしょうか、答弁を求めたいと思えます。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 保険料の賦課・徴収については、市町村において行われておりますが、お尋ねの調査については、後期高齢者医療広域連合とともに、市町村との事務打ち合わせにおいて聞き取りを行っているところであります。

保険料が滞納となる要因としましては、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となられた方において、口座振替が開始されるまでの間の保険料を納め忘れていたことや、収入など経済的な状況などと承知しております。

**○来住一人議員** 年金が1カ月1万5,000円未満であり、当然、年金だけでは生活できませんから、80歳になっても90歳になっても働いてい

らっしゃる方ももちろんいらっしゃると思います。

要因は一人一人違うと思います。保険料を納めなければならないことを理解できない人もいます。それから、体調が悪くて、納めに行くにも家を出ることができない人もいらっしゃいます。子供の扶養に入っているけど、子供に保険料の話を切り出せない人もいらっしゃると思います。督促状が来ても理解できない人もいるかもしれません。

年金を1カ月1万5,000円も受けていない人に保険料をかけること自体が問題でありますけど、80代、90代の高齢者に、納税相談に市役所に出てこいと、また、わずかな預金を差し押さえるということなどは、私は人間のやることではないと思います。

来月より消費税が引き上げられ、さらに最大9割軽減している特例措置も廃止しようとしております。暮らしはますます深刻になります。差し押さえ処分を直ちにやめて、高齢者の家に出かけて行って、納得いただける丁寧な対応が重要だと私は思うんです。こういう立場から、指導・助言が必要ではないかと思っておりますけど、部長の所見を求めたいと思っております。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 市町村におきまして、保険料の徴収に当たっては、被保険者の状況を十分に把握し、分割納付など、まずは納付相談を行うとともに、多くの市町村において、被保険者の実情に応じ、戸別訪問による対応が行われていると承知しております。

その上で、納付相談に応じていただけない方や、納付相談における納付期限が守られていない方については、被保険者間の負担の公平性の観点から、必要に応じて差し押さえなどの滞納処分が行われております。

県におきましては、被保険者それぞれの実情に応じた適切な対応が図られるということが重要だと考えておりますので、後期高齢者医療広域連合とともに、市町村との事務打ち合わせにおいて、定期的に、保険料の納付に関する取り組み状況を確認し、必要な助言を行っているところであります。

**○来住一人議員** 一人一人の方に対して納税の相談をするというのが大事だと思います。

私が言いたいのは、それも一人一人によって違いますから、例えば痴呆が入っている人だとか、御夫婦一緒にいても両方とも体が悪いとか、そういう人たちに役場に出てこいと言ったって、出ていけないわけですから。そういう意味で、僕は、本当に丁寧な対応が必要だということを申し上げているところでございます。

次に行きます。重度心身障害者医療費助成の通院の現物給付への移行についてお尋ねします。

この9月議会においても、現物給付への移行の時期について、いつになるかが、さきに議論されました。答弁は、2月議会の部長答弁の趣旨から変化はなかったと思っております。

2月の答弁は、「早くとも32年度中になるものと想定しております」というもので、これは、「遅くなったらいつになるかわからない」とも受け取ることができるというものです。

ことし1月9日、県市長会・町村長会から現物給付方式導入の要望を受けた際に、知事は、「スピード感を持って調整する」と述べられております。

大変な年数と巨大な予算を必要とする大事業は別にして、物事を計画する場合、少なくとも何年度までに完成させるというものがあって当然だと私は思います。

障がい者の方々を初め、県民の皆さんも、実施主体である市町村も、みんな望んでいる。県議会も既に合意している。さらに、入院については、既に現物給付化されております。子供の医療費助成の現物化は久しいものです。全国では多くの県が実施している。このような状況から、数カ月もあれば計画は完成すると、私は思っております。

部長にお尋ねします。現物給付化するということについては、どなたも異議はないと思いません。克服に時間を要している難問は何があるのか、また、その難問の解決にどのような努力をされているのか、これからどれほどの時間を要するのか、県民の皆さんにわかるように説明をしていただきたいと思えます。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 重度障害者（児）医療費助成の外来の現物給付化につきましては、2月議会での答弁のとおり、実施時期は、早くとも令和2年度中になるものと想定しております。

これは、現物給付化により、事業費の増大やシステムの改修など新たな財政負担に対応するといったことのほか、実施主体である市町村の条例改正や利用者への周知、支給手続、さらには、自己負担の精算窓口が医療機関に変わることに伴う関係機関との調整に要する時間などを考慮したものであります。

現在、この4月に設置した市町村との検討会において、県補助スキームや実施手順等について、他県の先例も調査しながら、現物給付化に向け、検討を重ねているところであります。

**○来住一人議員** 今お聞きした中で、特別困難だと、調整には物すごく時間がかかると、そういうのは受け取れませんでした、残念ですけども。

実際は、おっしゃるとおり、現実には市町村が条例を改正しなきゃなりません。来年の4月からやろうということになったら、今度の12月の議会に各市町村が条例化しないと、かなり厳しいと思います。もちろん、3月の議会ではできないこともないと思えますけど。

ですから、そういう点から見れば、やはりそういうことは前もってわかってるわけですから、早くから準備していくことが大事だと思います。

改めて部長にお聞きしますが、「遅くとも来年度中に実施できるように努力したい」と、このように、ことしの2月の答弁を変更はできないんでしょうか、改めて聞いておきたいと思えます。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 実施時期につきましては、先ほどの答弁のとおり想定をしておりますが、引き続き、市町村としっかり連携して諸課題を整理し、重い障がいのある方の願いにできるだけ早く応えられるよう、取り組んでまいります。

**○来住一人議員** とにかく、一日も早く実現して、障がい者の方々に、また、県民の皆さんに安心を届けていただきたいと思えます。

次に、夜間中学校の必要性について、先に質問させていただきたいと思えます。

まず、2016年に成立しました義務教育機会確保法と、2018年に閣議決定された第3期教育振興基本計画は、夜間中学の必要性と開校についてどのように強調しているのか、教育長の報告を求めたいと思えます。

**○教育長（日隈俊郎君）** 2018年に閣議決定されました第3期教育振興基本計画におきましては、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよ

う促進すること、また、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することが示されたところであります。

**○来住一人議員** 確保法と基本計画によって、夜間中学拡充を国の方針とし、地方自治体に対しても、「当該地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務」を課しております。そして、今お話がありましたように、各県に1校は開校するように求めているものであります。

文科省は、夜間中学校を描いたドキュメント「こんばんはⅡ」を選定映画として、各都道府県教育委員会の代表を集めて試写会を行っております。

教育長は、この「こんばんはⅡ」は視聴されたとお聞きしておりますけど、視聴しての感想を述べていただきたいと思います。また、この映画の普及の計画はあるのか、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 私も、この夜間中学を描いた映画「こんばんはⅡ」を視聴いたしました。その中で、学生時代に不登校であった方や、外国出身の方など、十分な教育を受けることができなかった方々が、夜間中学で学ぶことができる喜びを語る姿が描かれておりまして、余り知られていない公立夜間中学や自主夜間中学の状況を知ることができる貴重な内容であると感じたところでもあります。

この映画の普及についてでございますけれども、機会を捉えて、市町村へ紹介してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 私も視聴いたしました。夜間中学で学んでいる方々が、それぞれ話されているのでありますが、学校に登校できなかった理由もそれぞれであります。人が人として人生を

送る上で、最低必要な知識を得ることが、これほど人生を前向きに変えて、確信を与えるものか、本当にはかり知れない力を発揮しており、感動の連続でありました。

本議場にいらっしゃる多くの皆さんが、既に視聴されているかと思いますが、もしまだという方は、ぜひ一度、視聴をお薦めしたいと思います。本当に心が洗われますから。これがそうでございます、37分のものであります。女優の大竹しのぶさんがナレーターをしていらっしゃいます。

いただいた資料によりますと、平成29年度の中学校の不登校生徒が868人で、うち102名が年間出席数が10日以下、1日も出席しなかった生徒が33名です。1年生から3年生まででありますから、これが102名でありますから、1学年に直しますと34名が、ほとんど学校に行っていないということになります。

しかし、卒業証書は授与される、いわゆる形式卒業をしていることになります。形式卒業者は、数百名規模でおられると予想されます。

私は、卒業証書を授与すればそれで終わりにせず、こうした方々にこのDVDを見てもらうことを初め、何とかつながりを継続できないのか、ケアができないのか、教育委員会の域を超えるかもしれませんけど、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

これらの延長線上に夜間中学があると思います。夜間中学の開校に向けての県教育委員会の姿勢について、伺っておきたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 夜間中学につきましては、これまでも、既に設置している他県の状況等について視察を行ったり、県内市町村教育委員会と情報を共有してきたところでもあります。

県教育委員会といたしましては、開校に向け取り組みを進めております他県の動向等も注視しつつ、今後も引き続き市町村と協議してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 先ほど言いましたように、中学校を卒業して、卒業証書を授与したら、もうそれで終わり。そうではなくて、とにかく1年間に10日も学校に行っていないという人たちがいらっしやる。だから、そういう人たちに引き続き手を差し伸べていくというのは、非常に大事だと僕は思います。

そういう意味では、もっと民間の力もかりたらどうなのかなと。退職教員だとかそういう方々に、形式卒業をされた方々に、改めて行ってもらってお話を聞くとか、例えば、このDVDと一緒に見るとか、そういうことなどが非常に大事じゃないかと思えます。

ぜひ、夜間中学をとにかく早目に開校して、1人でも、基礎学力というんでしょうか、勉強して新たな人生を進んでいただきたいと思えます。

最後になりますけど、もう一度、福祉保健部長にお伺いします。

障害者福祉サービスを受けている人が、65歳になったことを理由に介護保険によるサービス利用を求められる、いわゆる65歳問題が今、各地に広がっております。障がい者にとっては、「これまでのサービスが継続できるのだろうか」「介護保険の利用料が払えないのではないのか」などの不安が広がっています。

障害者総合支援法第7条解釈が大きな争点の一つとなった、広島高裁岡山支部の判決等から、不安を抱いている障がい者に、無理やり介護保険利用を押しつけられるものではないと思えます。65歳を機に、障害者福祉サービスから

介護保険サービスに移行するか否かは、本人の意思が尊重されて当然と思えますけど、部長の所見を伺っておきたいと思えます。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 65歳以上の障がい者につきましては、障害者総合支援法第7条に基づき、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを受けることができる場合には、介護保険サービスを優先して受けるということとされております。ただし、国の通知に基づき、一律に介護保険サービスを優先させるのではなく、利用者の心身の状況などに応じて、障害福祉サービスを適用するという事も求められております。

サービス移行に当たりましては、実施主体である市町村において、利用者に対し制度説明を丁寧に行い、理解いただくとともに、利用者の意向を聞き取りにより把握した上で、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断するよう、従来より、市町村に対し助言しているところであります。

**○来住一人議員** 岡山市の場合、介護申請をしなかった障がい者に、それまで受けていた福祉サービスを打ち切ったことが違法とされました。

したがって、県内ではこのようなことは発生しないと思えますけど、介護サービスを受けるには、本人が介護の申請をしなければ始まらないもの、つまり申請主義です。したがって、障がい者にとってみるなら、申請しない選択肢もあることから、このことを市町村の担当者に理解してもらうことが重要だと私は思います。改めて、部長の答弁を求めたいと思えます。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 議員御指摘の裁判の判決に対する国の見解としましては、本

年3月の参議院厚生労働委員会において、「個別具体的な状況のもとで、行政側の対応が適切であったかどうかを裁判所が判断したものであり、あくまで個別の事案についての判断である。また、行政としての対応については、これまでの通知、事務連絡等で示しているの、それを現場にさらに徹底してまいりたい」と答弁をされております。

65歳以上の障がい者の方々が必要なサービスを円滑に受けられるようにすることが重要でありますので、県としましても、引き続き、先ほど答弁をさせていただいたとおり、市町村に対し、適切に対応するよう、周知・徹底を図ってまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** とにかく、市町村の窓口で丁寧な対応をしていただきたいということを、改めてお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○山下博三副議長** 次は、佐藤雅洋議員。

**○佐藤雅洋議員**〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。新しく西臼杵郡より選出をいただきました、自由民主党の佐藤雅洋です。

工藤悟先生の6期、緒嶋雅晃先生の8期の後継であり、私に託されたたすきの重さをかみしめております。

本日、工藤悟先生を初め、西臼杵から多くの方々、また、宮崎市内からも、忙しい中にこの議場へ足を運んでいただいております。ありがとうございました。

私、本日初質問となりますが、どうぞよろしくお願いたします。

「土に立つ者は倒れず、土に生きる者は飢えず、土を護る者は滅びず」、明治の農学者でありました横井時敬の言葉にあります。素足で土の上に立ち、しっかりと地に足をつけ、先輩方

が築き上げた礎を引き続きしっかり守っていく所存であります。

同じく横井氏の言葉で、「稲のことは稲に聞け、農業のことは農民に聞け」とあります。

地元住民の皆様の声、現場の皆様の声に耳を傾けながら、先輩議員の方々からの御指導をいただきつつ、しっかりと県民に寄り添った活動を行っていきたいと考えております。

それでは、通告に従って質問いたします。

1つ目、知事の政治姿勢について伺います。

私が住んでいる西臼杵郡も、ほとんどが山間地であり急傾斜地です。自然豊かな恵まれた土地であることは間違いありませんが、人口減少を初め、地元の人々が生活していく上ではさまざまな問題が目の前にあります。

これまで何度も西臼杵へ足を運び、地元を見ていただいている河野知事でありますので、さまざまな課題については認識をいただいていると思いますが、改めて、3期目を迎えられた知事の中山間地域への思いについて伺っていきたいと思います。

まず、人口減少が進行している中山間地域においては、高齢者の買い物や移動手段の確保、担い手不足などさまざまな課題がありますが、それらに対して県はどのような支援を行っていくのか、知事にお伺いします。

以降の質問は、質問者席にて行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

**○知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕 答えします。

中山間地域におきましては、少子高齢化が県平均よりも早く進んでおります。買い物や交通などの生活に必要なサービス・機能の維持や人材の確保などが困難になってきている場面もあります。

このため、安心して住み続けられる環境づくりが強く求められておりますことから、ことし6月に改定しました中山間地域振興計画におきましても、「ひと」「くらし」「なりわい」の維持・確保に重点を置いた施策を実施していくこととしております。

具体的には、新たに設置しました人口減少対策基金を活用し、戦略的な移住・定住の促進や、産業人材の育成・確保、拠点となる集落と周辺集落のネットワークによる買い物や交通、福祉サービスなど、暮らしを支える機能を維持する仕組みづくりなどが必要であると考えております。

ことしも日之影夏祭りに参加させていただき、豊かな自然の中でおいしいバーベキューをいただき、地域の皆さんとの交流をさせていただく中で、大いに元気をいただいたところでありますが、中山間地域はさまざまな恩恵をもたらす、多くの県民にとってかけがえのない生活の場です。今後とも持続可能なものとしていくため、全庁を挙げて、また地元市町村や関係団体とも連携して、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○佐藤雅洋議員** 中山間地域の振興なくして地方創生はないと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、宮崎県中山間地域振興計画では、「高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産」や、「綾ユネスコエコパーク」「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」などの世界ブランドを生かした取り組みを、地元自治体等と連携しながら推進し、自然と人が共存する宮崎をアピールすることにより、交流人口の増加による地域活力の向上を図るとあります。

その中で、椎葉・諸塚・五ヶ瀬・高千穂・日

之影から成る世界農業遺産については、知事みずから、ローマのFAO本部にて行われた最終審査の場で英語でのプレゼンを成功させ、認定されたものです。大変明るいニュースとなり、地元が大いに盛り上がったのは4年前でした。

このように、世界ブランドという十分な土壌はできております。その熱が冷めないうちに、地元がそこから活力へとつなげていく必要がありますが、それを維持していくためには、地元だけではなく、県との連携や県からの後押しも必要となってまいります。

そこで、世界農業遺産の認定等を地域活性化にどのようにつなげていこうと考えているのか、知事にお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 世界農業遺産につきましては、高千穂郷・椎葉山地域の人々が、長年守ってこられました伝統的な農林業、山腹用水路や棚田、さらには神楽などの伝統文化を通じた地域のきずなが世界的に認められたものであります。「活かす」「育てる」「繋げる」、この3つの視点で、伝統文化の継承支援や農産物などの魅力発信を、地元自治体と一丸となって取り組んできたところであります。

また、中学・高校生を対象としました「G I A H S アカデミー」や、九州の他の認定地域と連携した「中学生サミット」などの教育プログラムを開催し、将来、地域を支える若い人材の育成にも取り組んできたところであります。これらの活用につきましては、8月に実施されました国によるモニタリング調査において、高い評価をいただいたところであります。ローマにおける認定審査のときにおいても、特にこの人材育成の仕組みというものの評価が高かったという思いがいたしておりまして、今後とも、そこに力を入れていきますとともに、一つのモデ

ルとしてほかの地域にも貢献をしていく、そのような姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

また、この世界農業遺産を生かしたいろいろな取り組みが、この地域において息づいている。例えば、椎葉において、焼き畑等をしっかり守っていこうという動きがある。私も、ことしもまた現地に参りまして、いろいろな話を伺ったところではありますが、今後とも、この地域で登録されておりますユネスコエコパークとも連携しながら、国内外への魅力発信や交流人口の拡大などを進め、さらに地域住民が自信と誇りを持って、将来にわたって住み続けられる地域づくりに取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 地域住民のため、引き続きお願いをいたします。

次に、持続可能な中山間地域の農業についてお伺いします。

西臼杵郡は、典型的な山村地域であります。基幹産業は農業で、稲作、畜産を中心に果樹・野菜などとの複合経営が中心であります。耕地面積が狭いなどの不利な条件や、高齢化や後継者不足も重なり、所得も依然厳しい状況にあります。

そのような中、国の制度においては、平成12年度より実施され、今年度第4期最終年に入る中山間地域等直接支払交付金は、農業生産の維持、耕作放棄地の防止、多面的機能の確保、そして何よりも、集落の共同意識の醸成により、伝統芸能の継承や、持続可能な地域形成など大きな成果を上げてきました。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、中山間地域にとりましても、もはやなくてはならない命綱となっています。

そのような中、農家では、その時々に応じて

試行錯誤しながら、与えられた農地を生かすつつ作物をつくっており、必要に応じて田から畑への転換も行います。

そこで、中山間地域等直接支払交付金において、田から畑へ転換した場合の交付単価について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域と平地との生産コストの格差を補正する観点から制度設計されておりまして、田と畑では、用排水路管理等に係る労力の違いや土地の勾配の差によって、異なる交付単価が設定されております。

御質問の田から畑への転換につきましては、田に野菜などの園芸作物を植えた場合でも、用水路や畦畔などの田としての機能が維持されていれば、引き続き田として交付金を受けることができます。

一方、果樹などの永年作物に転換し、畑地化したと判断された場合には、例えば、急傾斜の田として、10アール当たり2万1,000円の交付を受けていたものが、畑では勾配の要件も厳しくなりますことから、3,500円となったり、交付対象外となることもございます。

**○佐藤雅洋議員** 交付単価が下がったり、交付対象外となる場合があるとのことですが、儲かる農業を推進する上で、農作物を自由に選ぶことができないなどの影響があると思います。交付単価が下がったり、交付対象外となることへの見解を、改めて農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 果樹などの永年作物に転換したことによりまして、交付金単価の引き下げや対象外となることにつきましては、水稻栽培から転換を考えている生産者からは、意欲をそがれるといった意見も伺っており



ます。

県としても、そのような声を大切にしたいと考えているところでありまして、平成29年11月に日之影町で行われました、本制度の評価を行う国の第三者委員会の現地視察において、地元農家から、要件の緩和について生の声を直接届けていただきました。

また、県におきましても、本年5月に国に提出しました制度の最終報告書の中で、こうした前向きな営農転換に対する制度の充実の必要性を記載するなど、機会あるごとに国に対して要望しているところでございます。

**○佐藤雅洋議員** 地域の生の声を生かしていただきたいと思えます。

次に、中山間地域の大きな課題であります人口減少に伴うものですが、人が少なくなるということは、そこに残る人たちの、より親密な連携・協力が非常に重要となります。

しかし、人口減少とともに高齢化も進んでいきますので、地域に残る人たちによる十分な連携・協力が困難になる場面も必ず出てまいります。

また、農家の収益性の向上を確立するために、加工・販売事業への取り組みや、さまざまな事業や集落協定も生かし、新規就農者の支援、後継者の育成を行い、持続可能なまちづくりの基礎を築いていく必要があります。

そのためには、このような課題に対しての取り組みに補助される集落連携・機能維持加算と超急傾斜農地保全管理加算が必要不可欠だと思いますが、これら加算措置の継続に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊蘭正恒君）** この両加算措置につきましては、担い手が少なく傾斜がきつい集落において、農地の維持や保全に有効に活

用されており、地元や市町村から継続の要望がなされているところでございます。

県では、本年5月に「みやざきの提案・要望」の中で国に要望しておりまして、先日公表されました、国の令和2年度概算要求におきまして、超急傾斜農地保全管理加算は継続を、集落連携・機能維持加算は、新たな加算措置に形を変えて要求されているところでございます。

中山間地域等直接支払交付金は、耕作放棄地の発生防止や地域の集落機能強化など、大変重要な役割を果たしていると認識しておりますので、国に対して、引き続き予算の確保と制度の充実をお願いするとともに、制度が有効に活用できるよう、関係市町村とも連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、農業後継者が減少している現状で、今後、中山間地域の農業を継承していくには、それを個人に託すだけではなく、支えるための組織が不可欠と考えます。

日之影町では、平成28年度に県内初の自治体出資型農業法人「ひのかげアグリファーム」が設立され、3年目を迎えています。

ここでは、超急傾斜地に形成された田畑・耕作放棄地・放任果樹園の解消、高齢化が進む農家の負担軽減を目的としており、農作業受託業務を中心に、水稻・WCSなどの育苗事業、農林産物の生産を行っています。

このように、中山間地域の農業を支える組織が必要と考えますが、県内の状況と今後の対策について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊蘭正恒君）** 担い手の減少や高齢化が進行する中、個々の農家では難しくなった農作業等を受託する組織の役割がますます

す重要になってきております。

県内全体では、任意組合やJAが出資している農作業受託組織が243ございます。その中でも、株式会社ひのかげアグリファームや一般社団法人綾町農業支援センターなど、市町村やJAが主体となって設立しました法人が15ありまして、地域の農業を支えているところでございます。

県としましては、特に中山間地域において、このような支援組織の必要性が高まっておりますことから、「未来につなぐ中山間地域農業支援事業」によって、作業受託組織の育成や機械導入等の支援を行っているところでございます。

今後とも、関係機関等と連携して、中山間地域を初めとした地域農業を支える体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 体制整備をよろしく願います。

次に、数ある宮崎の誇れる農産物の中に、お茶があります。

御存じのとおり宮崎県のお茶は、全国茶品評会でも農林水産大臣賞を受賞したり、ブランド化するなど非常に頑張っております。

しかしながら、地元生産者からは、お茶の消費量が減少するなど、将来のお茶生産に対する不安の声も聞いております。お茶は、国内はもとより、海外へも誇れる宮崎県の農産物であり、日本人の心だと私は思っております。

そこで、中山間地域のお茶生産の現状と将来について、県の考え方と今後の対応を、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊蘭正恒君）** 中山間地域を初めとする本県の茶生産は、平成30年の荒茶生産量が約3,800トンで、全国第4位となっております。

ますが、いわゆるリーフ茶からペットボトルへの消費形態の変化や、担い手の高齢化等を背景に、農家数及び栽培面積は減少傾向にございます。

このような中、中山間地域の茶生産は、傾斜地の圃場が多く、規模拡大等では制約がありますが、釜炒り茶や紅茶などの希少な茶種が生産・販売され、各種コンテストに入賞するなど、高いポテンシャルを有しているものと認識いたしております。

このため、みやざきブランドである釜炒り茶「釜王」などで培ってきましたブランド価値をさらに生かすとともに、海外輸出の拡大を初めとする国内外での販売対策の強化、茶園設備等の経営資源の長寿命化などの生産対策を講じ、将来にわたり、魅力ある茶産地として、維持・発展を図ってまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** お茶生産者のために、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、有害鳥獣被害防止対策についてお伺いします。

県内の中山間地域の多くでは、イノシシや鹿などの鳥獣被害に悩まされております。

私も米農家であります。我が家の田の稲穂も、まだまだ青いながらも徐々にこうべを垂れてきました。早朝に3畝、4畝の狭い田のあぜ道を歩くのが私の日課でもあります。鹿が入っていないか、イノシシが入って荒らしていないか、電柵をびりびりとさわりながら見回っています。

そして、同じあぜ道を先祖がどれだけ往復し、稲を見ながら見回っていたのか、稲の成長や米刈りを楽しみにしていたのかなど、思いをはせています。

そのころは、鹿やイノシシも山里へおりてく

ることはなく、電柵等の対策もありませんでした。

しかし、我々人間の暮らしが変わるとともに、野生動物が山からおりてきて、農作物への被害が深刻な状況となり、宮崎県の農業を支えている農家の人々は日々悩まされております。

そこで、鳥獣被害対策の現状と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 鳥獣被害対策につきましては、県の鳥獣被害対策特命チームや支援センターを中心に、市町村等が行います捕獲、それから侵入防止柵の整備等に対し支援を行っていますとともに、地域で対策を担うリーダー等の育成や、住民への研修会の開催などに取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みなどによりまして、農林作物の被害額は、ピーク時であります平成24年度の約11億円から年々減少しております。平成30年度は約3億5,000万円となっております。

しかしながら、被害は依然として深刻でありますことから、集落内への作物等の放置、いわゆる無自覚の餌づけをやめるとともに、人なれをさせないための追い払いを行うなど、地域ぐるみでの鳥獣を近づけない環境をつくることを基本に、今後とも、市町村や関係機関と連携し、総合的な対策を進めてまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 近づけない、追い払うことも大事です。今後とも、鳥獣被害防止にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

少子高齢化が進む中、鳥獣被害防止対策を担う狩猟者や有害鳥獣捕獲従事者、特に銃猟免許所持者の減少が著しい状況にあります。

そこで、有害鳥獣捕獲対策を担う狩猟者の確保・育成についてどのように取り組んでおられ

るか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 狩猟者の減少、高齢化が進む中で、その確保・育成はますます重要となっております。

このため県では、狩猟者の確保対策として、狩猟免許受験希望者への事前講習会の開催や、試験の休日・複数会場での開催に加えまして、昨年度からは、免許取得や登録経費の一部を市町村と連携して助成するなど、免許を取得しやすい環境整備に取り組んでおり、さらに、ことし4月に開講した林業大学校では、免許取得を長期課程のカリキュラムに組み込むなど、若手狩猟者の確保にも努めております。

また、育成対策として、経験の浅い狩猟者や有害鳥獣捕獲班の指導者等を対象にした講習会を開催し、捕獲技術の向上等を図っております。

今後とも、市町村、関係機関と連携して、狩猟者の確保・育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。

捕獲された鳥獣等についてですが、命をいただくとともに、地元の産物として有効に活用されることが望ましいと思います。ジビエの普及には、食肉処理場及び加工施設の充実などが必要だと思っておりますが、ジビエの利用の現状と普及拡大に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** ジビエは、イノシシや鹿を中心に、精肉に加え、レトルトカレーなどの加工品としても利用されておりますが、捕獲頭数からしますと、ごく一部しか利用されていない状況にございます。

このため県では、利用拡大に向けて、日之影町の「大人ジビエ」等の処理加工施設の整備を

支援しており、そのうち、本年5月には西米良村の施設が、衛生管理等に適切に取り組む施設として、国の「国産ジビエ認証」を受けたところでございます。

また、ジビエの消費拡大に向けましては、狩猟者や処理加工従事者、調理師等を対象にした、衛生管理や料理法等の研修会の開催、消費者への認知度向上を目的としました、「みやざきジビエフェア」の開催などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、関係機関・団体と連携しながら、中山間地域の活性化を図るためにも、引き続き、本県産ジビエの普及拡大に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、畜産の振興についてお伺いします。

全国的にも有名となりました宮崎牛。そのブランド確立までには関係者の大変な苦勞があり、その維持にも、携わるさまざまな方々の同じく大変な苦勞があるかと思われま。

その中に、家畜の診療などを行う産業動物獣医師という専門の知識を持った方々がおられます。

しかし、その獣医師が減少しているように感じますが、家畜の診療を行う産業動物獣医師の現状と確保に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 本県の家畜の診療を行います産業動物獣医師は、現在、県内獣医師の3割に当たる約200名が、農業共済組合や個人の診療施設等で従事しておられます。

一方、全国の獣医系大学の卒業生の就業動向を見てみますと、犬猫等の小動物獣医師に偏っていることから、畜産振興を図っていく上で

は、産業動物獣医師の業務に対する学生の理解醸成が必要と考えております。

このため県では、県職員獣医師の確保とあわせて、農業共済組合と連携しながら、獣医系大学生に対するそれぞれの職場の紹介やインターンシップの受け入れ、獣医師を目指す県内高校生を対象に、ペットの診療だけではない業務の多様性についての紹介など、産業動物にも目が向く取り組みを行っております。

今後とも、農業共済組合等と連携しながら、獣医師確保に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** どうぞよろしくお願ひいたします。

宮崎牛ブランドを担う肉用牛繁殖農家では、担い手不足の問題が今後さらに懸念されます。

例えば五ヶ瀬町では、母牛の頭数が本年度は556頭いるものの、この先10年間で肉用牛繁殖農家の減少により195頭も減り、361頭になる見通しです。

33戸の肉用牛繁殖農家が担い手不足に悩まされ、5年後をめどに事業の継続断念を余儀なくされるという現実が待っております。

後継者不足については、各農家個人の努力も必要ですが、牛を愛し、数十年も牛飼いを続けてきた人たちが、病気やけがなどで一時的に牛の管理ができなくなったときに、「大事な牛を預ける場所があれば牛を手放さなくて済む」とか、「地域に肉用牛繁殖経営をサポートする施設があると助かる」と、よく相談を受けます。

そこで、肉用牛繁殖農家を支援する繁殖センター等の現状と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 農家の高齢化や担い手不足が進む中で、肉用牛繁殖経営を地域ぐるみでサポートする分業化の取り組みや担

い手確保対策は、大変重要なものと認識いたしております。

このため、地域ごとに課題や目標を定めた「人・牛プラン」に基づき、畜産クラスター事業等を活用し、妊娠牛の供給や繁殖牛の一時預かりを行う繁殖センター、子牛を預かり育成するキャトルセンター等の施設が、現在、県内全域に22カ所整備されておまして、約4,000頭の肉用牛が飼養されております。

また、新規就農者等の負担を軽減させるため、JA等が牛舎を整備し貸し付けるアパート牛舎も、県央や県西を中心に13カ所、43戸分が整備されているところであります。

県としましては、引き続き市町村やJA等と連携し、地域の実情に応じた支援体制づくりによる肉用牛の生産基盤のさらなる強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 県央などでは進んでいるようですが、県北西臼杵についても強化に努めていただきたいと思います。

次に、商工業の振興についてお伺いします。

中山間地域の商工会に登録されている小規模事業者は、地域の暮らしを支えコミュニティーを維持するという大変重要な役割を担っています。

一方で、若手就業世代の都市部への流出や高齢化による後継者不足、地域人口の減少や社会環境の変化による経営状態の悪化、それに伴う事業規模の縮小を余儀なくされている状況があります。

来月からの消費税増税による軽減税率など、複雑な対応もふえてまいります。

このように多くの課題を抱える小規模事業者は、商工会からの情報提供や指導が、経営を維持していく上で必要不可欠なものとなっていま

す。

そこで、商工会の活性化が商工業者の活性化につながると考えますが、商工会の経営指導員は足りているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 商工会の経営指導員の数につきましては、各商工会地区内の小規模事業者数に応じて、県の補助対象となる必要人数を定めておりますが、今年4月1日現在で商工会1名、商工会連合会4名の不足が生じております。

このため、今年度は採用試験を2カ月前倒しで実施するとともに、商工会連合会が大学の就職窓口やゼミを訪問し、地域における商工会の役割や重要性をアピールするなど、受験者の確保に努めたところであります。

こうした取り組みの結果、昨年より10名多い30名の受験があったと伺っております。

○佐藤雅洋議員 十分な人員確保への支援をお願いいたします。

そういった経営指導員の皆さんは、知恵と知識と経験が必要です。経営指導員というからにはそれにふさわしい資質が必要であり、悩みを持つ商工会会員の皆さんが、商工会に相談してよかったと思える存在でなくてはなりません。

そこで、商工会等の経営支援機能強化のためには経営指導員のスキルアップが重要だと考えますが、県としてどのように人材育成のための支援を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 商工会は、地域における商工業の持続的な発展を目的としており、商工会の機能を充実させることは、地域経済の活性化につながるものと考えております。

中でも各商工会の経営指導員は、中小企業・小規模事業者に関する経営状況の分析や、事業計画の作成支援など、専門性の高い業務を行っており、商工業者の活性化を図る上で大変重要な役割を担っております。

このため県では、各商工会に対し、中小企業大学校における研修に要する経費を補助し、経営指導員の中小企業診断士の資格取得を促進しているほか、経営指導員の育成の場となる商談会や講習会の実施に要する経費を補助するなど、資質向上のための取り組みを支援しているところであります。

**○佐藤雅洋議員** 小規模事業者の頼みの綱である商工会への支援を、どうぞよろしく願いいたします。

次は、観光振興についてお伺いします。

私は、高千穂高校時代、剣道部に所属をしていました。今は亡き恩師、吉本政美先生から、剣道の技術のみならず、その精神を教え込まれ、そのときの教えが今に生かされています。

武道は、単に技術を争うものではなく、人間形成を常に求めていくものであり、終わりがありません。そのような武道の精神に興味を持ち、剣道やほかの武道に取り組む、または興味を示す外国人が多いと聞きます。

先日、武道ツーリズムのモニターツアーがありました。フランスからモニターを受け入れ、ツアー参加者に意見等を聞き、武道ツーリズムを確立させるものだそうです。

そのモニターツアーに携わった方に話を聞いたのですが、武道ツーリズムという概念は誕生したばかりで、まだ手探り状態とのことでした。

しかし、宮崎には、剣法発祥の地「鶴戸神宮」、稽古場所や稽古の協力者、木刀や弓具などの製作所、日向市にいらっしゃる刀鍛冶な

ど、武道ツーリズムを行う上での「素地」があるとのこと、私は、観光宮崎の新たな一面になるのではと思っています。

そこで、本県の武道ツーリズムの現状と今後の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** スポーツ庁では、訪日外国人が日本で体験したいことの上位に剣道や柔道などの武道があることから、発祥の地である日本でしかできない見学や体験などをコンテンツとした、武道ツーリズムを推進することとしております。

議員の御質問にありましており、本県には、剣法発祥の地とされる鶴戸神宮や、生産量日本一を誇る都城大弓、剣道の盛んな高千穂町など、武道に関心のある外国人にとって魅力的なコンテンツが数多くあることから、県では、国の事業を活用し、フランスの剣道家5名による剣道の稽古や弓道の体験、観光地をめぐるモニターツアーを先月実施したところであります。

参加者からは大変好評でありまして、手応えも感じられたところでありますので、今後、武道を活用した観光コンテンツの造成や受け入れ体制の整備を進め、武道ツーリズムを推進してまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 武道ツーリズムは、まだ始まったばかりです。その動向に注目しながら、成功例が積み重なっていくことを期待いたします。また、一剣道家として、武道が世界に普及するということは、大変喜ばしく思います。

武道ツーリズムでは、答弁にもありましたように高千穂もそのメニューになり得ると、私も思っています。

高千穂といえば、観光宮崎を象徴する観光地

として高千穂峽があります。また、その高千穂峽とほど近いところに高千穂神社があります。これらは高千穂観光の目玉であり、毎年多くの観光客が訪れています。

高千穂峽の観光客がよくテレビに映しだされているところは遊歩道でありまして、「九州自然歩道」と言いますが、実は、その延長線は高千穂神社につながる遊歩道となっているのです。ここは傾斜がきつく、鬱蒼としており、余り散策する観光客は見受けられません。

しかし、せっかくこれらの2大観光名所をつなぐ遊歩道が存在しますので、ここが整備されれば、高千穂峽と高千穂神社の周遊が今より容易になり、観光客の印象に大きく残るのではないのでしょうか。

そこで、高千穂峽周辺における九州自然歩道の現状と活用について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 高千穂峽周辺における九州自然歩道は、柱状節理の峽谷や高千穂神社などをめぐる魅力あるコースであり、県では、町と連携し、歩道やトイレの整備、落石防止対策など利用環境の改善を図りますとともに、パンフレットやホームページによるPRに取り組んでおります。

現在、県内外から年間約130万人の利用がありますが、利用者の多くは、ボート乗り場周辺に集中しております。

議員御指摘の峽谷から高千穂神社までの歩道につきましても、勾配が急であることなどから、利用者が少ない状況にはございますが、豊かな森林の中を、歴史や文化、巨樹に触れ合いながら歩くことができます。

このため、今後、歩道の補修や案内板設置など必要な整備を行いつつ、インバウンドにも対

応した整備・活用方法について、高千穂町や観光団体等の意見も伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

熊本地震で不通となった南阿蘇鉄道は、昨年3月から全線復旧に向けた工事が進められています。

高千穂線も、今の時代であれば復旧という判断もあったのではないかとの思いがありますが、当時は、地元と経済界、観光業者としては一旦譲り受けたいとの意思表示をした上で、廃線という苦渋の決断でありました。

しかし、現在では「あまてらす鉄道」として、グランド・スーパーカートが多くのお客様を運んでいます。カートは、旧高千穂鉄道の高千穂駅から高千穂鉄橋までの往復約5キロを運行し、昨年度の乗車数は5万人以上であったと聞いています。

さらに、高千穂町は、水面からの高さが鉄道橋としては日本一の高千穂鉄橋に遊歩道を整備するなど、旧高千穂鉄道跡地を鉄道公園化し、観光客増を図る鉄道跡地公園化構想を明らかにしました。大変明るいニュースだと思います。

そこで、旧高千穂線の高千穂町における鉄道公園化や「あまてらす鉄道」を、県は観光資源としてどう考えるか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 高千穂あまてらす鉄道は、御質問にもありましたように、オリジナルの列車「グランド・スーパーカート」に乗って、かつて東洋一の高さを誇った高千穂鉄橋から絶景を望むことができるアトラクションなどを楽しみに、多くの観光客が訪れる人気の観光スポットであります。

また、高千穂鉄道跡地の公園化につきましては、鉄橋の点検通路を遊歩道化するなどの構想が高千穂町より先般公表されたところではありますが、本県を代表する観光地「高千穂」に、こうした廃線施設を活用した新たな魅力が加わり、周辺観光地への周遊などにもつながるものと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 私も、確かにそう考えます。そのためにも、施設を残す必要があります。

地元といたしましては、長年愛着のあった旧高千穂線の全てをなくしてしまうことは大変悲痛な思いであり、不要施設の撤去につきましても、基金を設立し進めている過程とは思いますが、その「不要施設」の呼称自体、私は不本意であります。

今期は既に、過去最高だった昨年の入場者数5万4,000人を大きく上回るペースで頑張っている「あまてらす鉄道」や、高千穂町の鉄道跡地公園化構想は、大変希望の持てる取り組みだと考えています。

県としても、地元の意思を尊重し、鉄道施設の撤去から利活用へと方向転換を再検討していただくことはできないのでしょうか。

そこで、高千穂線鉄道施設整理基金による高千穂線の不要施設の撤去状況についてお伺いします。また、先ほど述べましたように、高千穂町が高千穂鉄道跡地公園化構想を公表しましたが、構想に含まれる撤去対象施設は、今後どのような取り扱いになるか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 高千穂線鉄道施設整理基金は、延岡市、高千穂町及び日之影町が、高千穂鉄道株式会社から寄附を受けた鉄道施設のうち、不要施設の撤去費用の財源を安定的に確保いたしますため、平成20年12月に条

例を制定し、設置したものであります。

また、平成23年2月には、撤去を行う施設と撤去年度を定めた計画を決定し、以降、この計画に基づき、県と沿線自治体で必要となる基金の積み立てを行いますとともに、施設の撤去を順次行ってまいりました。

撤去計画の終期は令和2年度となっております。今後、延岡市の滝ノ下橋梁、高千穂町の高千穂駅及び天岩戸駅、日之影町の深角橋梁などが予定されておりますが、先日、高千穂町が高千穂鉄道跡地公園化構想を公表されたことを受けまして、今後、計画を見直す方向で沿線自治体と協議を行ってまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。

既に進んでいる事柄を、一度立ちどまり方向転換を含め再検討するという事は、安易なことではありません。

しかし、あえてそこに立っていただき、撤去計画を見直すとの県の対応に、大変感謝をいたします。どうぞ、前向きな御検討と後押し、支援のほどよろしく願いいたします。

次に、道路行政についてお伺いします。

高千穂町では、ことしの10連休に15万人を超える観光客が訪れました。いざ、観光シーズンの連休ともなれば、大渋滞が発生し、せつかくの観光の時間を車内で費やしている状況です。観光地の道路整備については重要な課題であると思います。

山間部における車での観光地めぐりは、数多くあるトンネルを避けることができません。携帯電話もラジオもつながらない暗いトンネル。観光客、特に外国の方々には不安に感じることもあるかと思えます。

携帯電話については携帯電話会社の対応で、



ラジオは整備基準に基づいた整備を行っており、これ以上の対応はできないようですが、照明については、県において対策がとれるものと思います。

そこで、県土整備部長にお伺いします。県が管理するトンネル照明について、改修が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** トンネル照明につきましては、老朽化等により、通行する際に暗く感じられる箇所があるなど、一部では改修が必要であると考えております。

このため県では、現在、老朽化が進んでいるトンネル照明から順に、LED照明への取りかえを行っております。

LED照明への取りかえは、省エネルギー化につながり、非常時の電力供給不足への対応として効果が高いことから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」にも位置づけられており、集中的に進めているところであります。

今年度は、国道218号の津花トンネルを初め、18のトンネルで改修を予定しており、引き続き計画的に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、県内のほかの観光地においても、多くの観光客により渋滞の発生がよくあります。

そこで、観光シーズンなどで発生する交通渋滞に対する警察の取り組みについて、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長（阿部文彦君）** 観光シーズンや各種イベントの開催時におきましては、旅行者や車両の一時的な増加により、交通渋滞の発生が予想されますことから、あらかじめ警察におきましては、過去の交通状況等を分析し、必要

な対策を講じているところであります。

具体的には、交通渋滞が発生する交差点につきましては、信号機の表示時間や周辺信号との調整を図るほか、必要に応じて、現場の警察官による信号機操作や、手信号による交通整理などを行っているところであります。

また、交通情報板への表示や、道路交通情報センター等を通じた事前広報を行うほか、関係者に対しましても、迂回路や駐車施設の広報、警備員による誘導等をお願いしているところであります。

今後とも、現場の状況に応じた適切な対策、広報等を行い、関係機関等と緊密に連携しながら、交通の安全と円滑に努めてまいります。

**○佐藤雅洋議員** 現場に対応した活動を、しっかりとよろしくお願ひいたします。

次に、消防団員活動について伺います。

自衛隊が国防のかなめであるなら、地域の守りのかなめは消防団であると、私は思います。

地域で火災や災害があれば、その地域の団員は、仕事をさておき、いち早く現場へ駆けつけて消火活動・対応に徹します。その活動が十分機能するために、日々、仕事終わりに自主的に訓練に励んでおり、そういった団員の多くは地元企業で働いております。

雇い主であります事業者は、消防団活動に理解はしているものの、やはり火災や災害の際には負担が伴っております。また、消防団員本人も、消防団活動に必要な資格取得などに負担が生じています。

そこで、危機管理統括監にお伺いします。消防団員個人及び消防団員を雇用している事業所に対するインセンティブ制度が導入できないか、県の考えをお伺いします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 消防団員個

人へのインセンティブにつきましては、消防団員が非常勤特別職の地方公務員であり、報酬や出勤手当の給付を受けていることから、直接的なメリットを与えるような制度導入は難しいと考えております。なお、消防団員として長年社会に貢献された方々につきましては、各種の功労者表彰制度により、該当者を表彰しております。

次に、消防団員を雇用している事業所へのインセンティブにつきましては、本県では、消防団員を雇用している事業所に対し、県発注工事の入札におきまして加点の措置を講じているところでございます。また、消防団活動に理解と協力をいただいている事業所の社会貢献を評価し認定する「消防団協力事業所表示制度」を、市町村と連携し導入しております。

今後とも、消防団活動を支えるために有効な手段がないか、国や他県の動きも注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** どうぞ、検討のほどよろしくお願いいたします。

中山間地域においては、若者の都市部への流出などで、若い消防団員の確保が次第に困難になってきております。それでも、地域の安心と安全のため、消防団活動は必要不可欠です。

幸い、ありがたいことに昔から汗を流してきた消防団OBの方が地域には多くいらっしゃいますので、団員確保が困難な状況においては、OBの方の活用が考えられます。

そこで、危機管理統括監にお伺いします。消防団員OBの活動に対する支援について、県の考えをお伺いします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 県では、災害現場で活動する現役の消防団員の安全を確保するため、市町村を通じて、必要な資機材整備

等を支援しております。

消防団員OBは、地域の実情に精通し、豊富な経験を有していることから、これを活用するために、災害発生時に限って出勤する大規模災害団員として組織をしている自治体もあり、この場合は、消防団員としての支援が可能であると考えております。

県といたしましては、現役の消防団員を支えるOBの存在は大変貴重であると考えておりますので、その活動への支援につきまして、今後、他県で有効な取り組み等がないか調査をしてまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** どうぞよろしくお願ひいたします。

さきにも述べたとおり、若い消防団員の加入が、今後次第に困難になってきます。

若者たちには、地元は自分たちが守るという自覚が必要であり、そのような自覚があれば、消防団にも積極的に加入すると思いますが、現実にはなかなかそうはいきません。

そこで、危機管理統括監にお伺いします。若い年齢層の消防団への加入促進が必要と考えますが、県の考えをお伺いします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 消防団は、地域防災のかなめでありますけれども、その団員数は減少傾向が続いており、その組織力を維持・強化していくためには、若い世代の消防団員の加入促進が重要な課題と認識をしております。

このため県では、消防団広報紙を発行しているほか、加入促進のチラシを作成しまして、県内全ての高校生に配付をしております。

また、消防団の在籍期間、活動状況など一定の基準を満たした学生につきまして、市町村長が公的に認証することにより就職活動を支援す

る、学生消防団活動認証制度を導入しております。

さらに、若い年齢層は、フェイスブックなどのSNSによる情報収集やコミュニケーションに親しんでおりますことから、今後は、これらのツールを活用した加入促進の取り組みについて、実施をしてみたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** どうぞよろしくお願いいたします。

中山間地域の消防団員は、建設業者で働いているケースが多々あります。

消防団員である社員を雇っている建設業者は、地域に火災等が発生した場合は、消防団員である社員を現場に送り出すこととなりますが、その分仕事に穴があき、リスクを負うこととなります。

しかし、地域の安全安心を担う重要な消防団員を確保するためには、そのようなリスクがあっても、積極的に消防団員を雇用し、消防団活動に理解をしてもらうことが大切だと思います。

そこで、中山間地域において重要な役割を果たしている消防団員について、建設工事の入札制度ではどのように評価しているか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 消防団は、地域の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない組織であり、災害対応におきましても大変重要な役割を果たしていると認識しております。

このため、総合評価落札方式におきましては、消防団員の雇用状況の評価しているところであり、また、入札参加資格審査におきましても、消防団員を雇用している建設業者に対して、在籍者の人数に応じ、最大20点まで加点しております。

県といたしましては、今後とも、消防団の地域における社会貢献について、しっかりと評価してまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 在籍人数に応じた加点ということではありますが、私は、実働の状況に応じた評価が重要であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、高齢者の自動車運転について伺います。

前回の6月定例議会において、野崎幸士議員より高齢者の運転について質問がありました。

それに対し前県警本部長より、「補償運転」——今は「制限運転」と言っているようですが——その取り組みについて答弁があったところです。

早速、私の地元であります日之影町では、県警からの提案により、制限運転の啓発に取り組み、自治体主導で、高齢者ドライバー44名が「日之影町じりつ運転自主宣言」を行いました。

中山間地域での免許証返納は、生活が困難になります。今回の「じりつ運転自主宣言」では、宣言にあります「じりつ」には、自分を律すると書く「自律」と、自分で立つと書く「自立」の両方の意味があります。

宣言をされた方々は、免許証を返納しないまでも、自分の体調や天候、時間帯に注意しながら、無理をしない運転を心がけることとし、自分自身で身を守るルールを選んだわけです。

高齢者が不便を強いられることなく、安全に運転を続けていくために自覚を促す大変意味のある宣言ではないでしょうか。

そこで、日之影町が取り組んでいる「制限運転」については、高齢者の交通事故防止対策として有効と考えられますが、この取り組みを県

内に広められないか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 「制限運転」につきましては、高齢運転者が加齢に伴う身体機能の低下による交通事故を避けるため、時間帯や場所等の運転条件をみずからの意思で選択し、運転を自己制限する自主宣言運動であります。

県内では、本年5月から延岡市北方町美々地地区、8月末から日之影町、9月中旬からは美郷町でも取り組みを開始したところであります。

警察といたしましても、9月から「制限運転」を全県下の広域的な取り組みとして、より多くの高齢運転者に参加していただくために、実施主体となる自治体や関係団体等への働きかけと支援、交通安全教室などの警察活動を通じての普及啓発、制限運転と連動した交通安全教育の推進等について、各警察署に通達したところであります。今後、取り組みの周知と定着を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

ぜひとも宮崎県内に広めていただき、高齢者の生活を急に変えることなく、高齢者も、そして周りの人々も、安全で安心して生活できる環境づくりを進めていただきたいと思います。

最初にもお伝えしましたように、私は、中山間地域の振興なくして、地方創生も、さらなる宮崎県の発展もないと思っております。

引き続き、力強い県当局の御支援をお願いいたしまして、私の質問の全てを終わらせていただきます。

丁寧な回答をいただきまして、まことにありがとうございます。また、傍聴席の皆様もありがとうございます。終わります。（拍手）

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案、請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時38分散会